

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

①評価結果の総括

・東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、並びに風評被害の影響により、利用施設の変更、利用の延期やキャンセル等が続く中、平成24年度の総利用者数は5,139,302人と、平成18年4月に青少年教育3法人が統合されて以降、最多となる利用者を確保したことは、機構本部主導の下、青少年の体験活動の重要性について周知するために、「体験の風をおこそう」運動を始め、各種取組を行ったこと、また各教育施設において地元地域等と密着した関係づくりが実を結んだものであると考えられ、評価できる。

・「リフレッシュ・キャンプ」については、その後も継続的に行い、平成24年度からは、民間団体の協賛金も得ながら「ふみだす探検隊」等を実施し、参加した子供たちや保護者から大きな反響を得るなど、一定の成果を挙げたことは評価できる。

今後、機構が果たす役割等を踏まえ、福島の子供たちや保護者のニーズを勘案の上、よりの確かつ効果的に、継続して取り組むことを期待する。

・助成金の交付については、新たな試みとして「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」の開催や年2回の募集機会を拡大したことなどにより、平成24年度の応募件数が過去最高となる、4,665件となり、「子どもゆめ基金」の更なる周知と理解促進を図ったことは評価できる。

また、団体の負担軽減と業務の効率化を図るため、平成25年度助成分から「内定」の手続きを廃止したこと、申請団体の利便性の向上に配慮し、業務の効率化を図るため、電子申請にも対応した「新子どもゆめ基金システム」の導入に向けて取り組んでいるなど、申請機会の拡大を図るために取り組んでいることは青少年の体験活動の場と機会の充実に大いに資するものであり評価できる。

②平成24年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

青少年教育のナショナルセンターとして、各教育施設で開発したモデルプログラム等が、公立施設等において活用施設数と実施件数が増えるよう、また、他の国公立施設においても実施できるようマニュアルの作成を行うなど、その方策について検討していただきたい。(項目別-4)

(2)事業計画に関する事項

青少年教育研究センターにおいて、実施される調査研究事業について、その成果を多くの青少年教育関係者に活用されるよう、効果的な情報発信の方策について、より一層取り組んでいただきたい。(項目別-46)

(3)業務運営に関する事項

今後も保有資産等の見直しに当たっては、利用者のニーズを的確に把握するとともに、利用者サービスの低下を招かないよう十分留意して、業務を確実に実施するために、必要な資産を検証し、不断の見直しを行うよう取り組んでいただきたい。(項目別-79)

③特記事項

・平成23年度に続き、宿泊室稼働率が国立青少年教育施設の全28施設で5割を超え、総利用者数も5,139,302人と最多となった。

文部科学省独立行政法人評価委員会
スポーツ・青少年分科会 国立青少年教育振興機構部会 名簿

	青 木 富 造	公益財団法人修養団理事・青年部長
	片 岡 麻 里	公益社団法人ガールスカウト日本連盟事務局次長
	北 村 信 彦	公認会計士
	中 西 茂	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
部会長	古 川 和	NPO法人体験型科学教育研究所専務理事

(五十音順)

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成24年度に係る業務の実績に関する評価
項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A			
1 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S	A			
2 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A	A			
3 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	A			
4 青少年教育に関する調査及び研究	A	A			
5 青少年教育団体が行う活動に対する助成	A	A			
6 共通的事項	A	A			
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A			
1 業務の効率化	A	A			
2 効果的・効率的な組織の運営	A	A			
III 予算、収支計画及び資金計画	A	A			
予算、収支計画及び資金計画	A	A			
IV 短期借入金の限度額	—	A			
V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—	A			
VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	—	—			
VII 剰余金の使途	A	A			
VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A			
1 施設・設備に関する事項	A	A			
2 人事に関する計画	A	A			
3 中期目標期間を超える債務負担	A	—			
4 積立金の使途	A	A			

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

※「—」は当該年度では該当がないことを、「/」は終了した事業を表す。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

独立行政法人国立青少年教育振興機構

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入						支出					
運営費交付金	10,477	10,138	9,761	9,479	9,032	運営費	11,793	11,570	11,254	10,425	10,451
施設整備費補助金	245	4,514	4,689	214	393	一般管理費	6,333	6,263	5,947	5,348	5,413
事業収入等	1,264	1,358	1,582	1,417	1,612	人件費	4,590	4,381	4,171	3,948	3,721
受託収入	106	113	89	178	111	管理運営費	1,742	1,883	1,776	1,400	1,692
寄付金収入	24	25	22	73	54	業務経費	5,461	5,307	5,307	5,077	5,038
その他の収入	38	29	34	45	63	事業費	3,091	3,062	3,053	3,018	3,010
その他の補助金	-	-	-	1	-	基金事業費	2,370	2,245	2,254	2,059	2,028
前年度繰越金	94	101	237	4	634	施設整備費	245	4,514	4,689	214	393
						受託事業費	106	113	89	178	111
						その他事業費	-	-	-	1	20
計	12,246	16,278	16,414	11,411	11,899	計	12,144	16,197	16,032	10,817	10,975

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
費用						収益					
経常費用	11,909	11,948	11,605	10,636	10,752	運営費交付金収益	10,421	10,072	9,539	8,875	8,581
事業経費	8,025	7,937	7,738	7,338	7,261	施設使用料等収入	1,243	1,358	1,582	1,417	1,612
管理運営費	3,563	3,682	3,571	2,900	3,159	受託収入	106	113	89	178	111
受託経費	106	113	89	178	111	補助金等収益	-	-	-	1	-
減価償却費	216	216	207	220	221	施設費収益	1	298	301	25	202
財務費用	7	12	9	8	5	寄附金収益	9	11	6	18	107
臨時損失	-	18	10	-	-	雑益	49	21	26	38	55
						資産見返運営費交付金戻入	86	85	90	87	88
						資産見返物品受贈額戻入	1	2	1	1	0
						資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0
						臨時利益	-	-	337	-	-
計	11,916	11,978	11,625	10,644	10,757	計	11,916	11,960	11,971	10,640	10,757
						純利益	0	△ 18	346	△ 4	△ 0
						目的積立金取崩額	0	0	0	4	0
						総利益	0	△ 18	346	0	0

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残高の全額を収益化し、臨時利益に計上

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	11,624	11,532	11,475	11,333	10,353	業務活動による収入	11,870	11,662	11,504	11,107	10,825
投資活動による支出	357	4,356	4,515	360	320	運営費交付金による収入	10,477	10,138	9,761	9,479	9,032
財務活動による支出	128	126	10,354	133	154	施設使用料等収入	1,230	1,346	1,607	1,415	1,603
翌年度への繰越額	2,235	2,510	2,599	2,104	2,508	受託収入	93	127	89	113	122
						補助金等収入	-	-	-	-	1
						寄付金収入	24	25	22	73	25
						その他の収入	46	26	25	27	43
						投資活動による収入	245	4,620	14,920	216	398
						施設整備費補助金による収入	245	4,514	4,787	214	393
						有価証券償還・売却による収入	-	-	10,133	3	-
						有形固定資産の売却による収入	0	106	-	-	5
						財務活動による収入	9	7	8	7	8
						民間出えん金	9	7	8	7	8
						前年度よりの繰越金	2,219	2,235	2,510	2,599	2,104
計	14,344	18,524	28,943	13,929	13,335	計	14,344	18,524	28,943	13,929	13,335

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:子どもゆめ基金政府出資分等に係る国庫納付に伴い、「財務活動による支出」及び「有価証券償還・売却による収入」が増加

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資産						負債					
流動資産	2,351	12,626	2,680	2,269	2,722	流動負債	2,476	2,633	2,382	2,357	2,798
現金及び預金	2,235	2,510	2,599	2,104	2,508	運営費交付金債務	283	237	-	531	868
有価証券	-	10,000	-	-	-	基金運用利益金負債	49	38	0	0	0
業務未収金	18	17	27	25	34	預り寄付金	18	33	48	103	50
たな卸資産	1	1	2	2	2	未払金	1,933	2,157	2,164	1,529	1,734
前払費用	-	13	-	-	-	リース債務	125	115	109	134	94
未収収益	30	30	0	0	0	未払消費税等	6	13	16	15	14
その他流動資産	68	56	52	138	178	前受金	3	3	5	8	12
						預り金	59	37	41	35	26
固定資産	108,595	99,460	100,223	97,067	93,963	固定負債	1,050	932	863	809	737
有形固定資産	98,414	99,126	100,133	96,990	93,854	資産見返負債	655	645	682	665	687
無形固定資産	68	38	17	6	18	長期リース債務	395	286	181	145	51
投資その他の資産	10,113	296	74	71	91	負債合計	3,526	3,565	3,245	3,166	3,536
投資有価証券	10,112	295	72	69	89	資本					
預託金	1	1	1	1	1	資本金	123,687	123,687	113,564	113,564	113,564
						資本剰余金	△ 16,311	△ 15,365	△ 14,277	△ 17,396	△ 20,416
						利益剰余金	44	26	372	2	2
						(うち当期未処分利益)	0	△ 18	346	0	0
						その他有価証券評価差額金	-	174	-	-	-
						純資産合計	107,420	108,521	99,658	96,170	93,150
資産合計	110,946	112,087	102,904	99,336	96,685	負債・純資産合計	110,946	112,087	102,904	99,336	96,685

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:①子どもゆめ基金政府出資金に係る国庫納付に伴う運用債券の売却により、流動資産の「有価証券」が減少

②中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより、「当期未処分利益」が増加

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
I 当期末処分利益					
当期総利益	0	△ 18	346	0	0
前中期目標期間繰越積立金	-	-	2	-	-
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-
II 利益処分額					
積立金	0	△ 18	348	0	0
独立行政法人通則法第44条第3項 により主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-

(注)区分ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

平成22年度:中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことにより、「当期総利益」及び「積立金」が増加

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種 [※]	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
常勤職員	542	522	510	510	502
任期付職員	1	4	3	9	12
再任用職員	4	8	11	13	9

※職種は法人の特性によって適宜変更すること
各年度4月1日現在

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)1-1】	青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H23	H24	H25	H26
<p>青少年教育のナショナルセンターとして、機構が企画して実施する教育事業として、青少年及び青少年教育指導者等を対象に、以下のような事業を積極的に実施するとともに毎年度平均90%以上の参加者からプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。</p> <p>(1) 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発</p> <p>青少年を対象として、「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した以下のような先導的・モデル的事业を実施する。その際、公立の青少年教育施設等における各種事業の普及状況等を踏まえ、対象者や実施施設も含めて、事業を厳選・特化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の意欲や社会性、規範意識など、豊かな人間性を育むための自然体験活動等のプログラム開発 ・児童養護施設に入所する子どもや不登校・引きこもりなど、困難を有する青少年への支援を行う事業 ・その他、環境教育やボランティア活動の推進に関する事業など、国の政策課題に対応した青少年の体験活動事業 <p>(2) 青少年の国際交流の推進</p> <p>国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年に対する異文化理解の増進を図るため、以下のような事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年及び青少年教育関係者の相互交流等を行う事業 ・青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業 <p>(3) 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>公立の青少年教育施設や学校等の教職員、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者等の養成事業や研修事業を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、全国共通の指導者養成カリキュラムを開発するなど、体系的な指導者養成・活用システムを構築する。</p> <p>(4) 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発</p> <p>青少年の体験活動や読書活動、基本的な生活習慣等の重要性を社会に発信するための事業を実施する。</p>		S	A		
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第3章			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	621	611			
従事人員数(人)	241	239			

注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。

注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

注3) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準

実績

分析・評価

【教育事業の実施状況】

- ・ 青少年教育におけるニーズや現状等を考慮し、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るための事業が的確に企画・実施されているか。
- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

【教育事業の実施状況】(第3章1.、3-1~4ページ、表3-1~2)

機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目的として、「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに、①青少年教育に関するモデル的プログラムの開発、②青少年の国際交流の推進、③青少年教育指導者等の養成及び資質の向上及び④青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発について、自ら事業を企画、実施することにより、様々な体験活動の場と機会を提供している。

また、事業の企画、実施に当たっては、企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら実施している。

平成24年度は、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」(平成20年9月策定)及び「機構活性化プラン」(平成22年1月策定)の具現化、さらに「体験の風をおこそう」運動の一層の推進を図るため、表3-1のとおり重点事業項目を設定し、教育事業を実施した。教育事業数は552事業、参加者総数は173,164人であり、満足度は98.6%であった。

「機構活性化プラン」をもとに、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、ニーズや課題を捉えるとともに、「子ども・若者ビジョン」において示された青少年の課題や困難を有する青少年の問題等の国の政策課題に対応した事業を、多岐にわたりの確に実施していることは評価できる。

今後は、体験活動に参加した者の変容について追跡調査を行うことを期待する。

参加者の満足度は98.6%と、目標を大きく上回っている。

表3-1 教育事業実施状況

事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	延参加者数(人)	参加者の満足度(%)			
				満 足	やや満足	やや不満	不 満
①青少年教育に関するモデル的プログラムの開発	(99)	(8,557)	(34,058)	(80.0)	(17.3)	(2.4)	(0.3)
	114	8,731	16,906	81.0	17.0	1.8	0.2
②青少年の国際交流の推進	(23)	(2,268)	(15,421)	(83.0)	(16.2)	(0.8)	(0.0)
	25	1,614	8,977	88.3	11.2	0.5	0.0
③青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	(133)	(7,334)	(22,852)	(78.4)	(20.9)	(0.6)	(0.1)
	138	6,950	12,371	79.5	19.4	1.0	0.1
④青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発	(298)	(123,101)	(177,565)	(78.7)	(19.3)	(1.7)	(0.3)
	262	152,945	180,776	75.1	23.3	1.5	0.1
⑤東日本大震災対応事業	13	2,924	6,714	77.2	22.2	0.5	0.1
合 計	(553)	(141,260)	(249,896)	(80.0)	(18.4)	(1.4)	(0.2)
	552	173,164	225,744	79.5	19.1	1.3	0.1

(注1)参加者数は実人数。上段()の数値は、前年度の数値。

(注2)参加者の満足度については、各教育事業の終了時に参加者に対して行ったアンケート調査の結果である。事業全体を通しての満足度は、「満足」・「やや満足」・「やや不満」・「不満」の4段階で調査し、本報告書中の「満足度」は、「満足」と「やや満足」の合計値である。

(注3)延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援利用のための事前・事後訪問指導等(188,063人)を除く。

1. 青少年教育に関するモデル的プログラムの開発(表3-2参照)

青少年教育に関するモデル的なプログラム開発を目的として、①青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための様々な体験活動等の事業、②不登校、引きこもりや児童養護施設の子ども等、困難を有する青少年への支援を行う事業及び③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業を企画、実施した。事業数は114事業、参加者数は8,731人(前年度比174人増)であり、満足度は98.0%であった。

参加者の満足度は98.0%と、目標を大きく上回っている。

・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

表 3-2 モデル的プログラムの開発実施状況

事業区分	事業数	参加者数(人)	参加者の満足度(%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
① 青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための事業	61	5,415	82.9	15.0	1.8	0.3
② 不登校、児童養護施設の子ども等、困難を有する青少年を支援する事業	35	1,136	77.0	21.2	1.5	0.3
③ その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業	18	2,180	84.9	13.2	1.8	0.1
合計	(99) 114	(8,557) 8,731	(80.0) 81.0	(17.3) 17.0	(2.4) 1.8	(0.3) 0.2

- モデル的なプログラムが開発され、そのプログラムが公立施設等で活用されているか。

表 8-2 公立施設等での活用状況

活用内容	実施教育施設数	実施件数
ア 教育施設で開発したプログラム*が、公立施設等で活用・実施された	9	24
イ 教育施設で開発した活動プログラム*が、公立施設等で活用・実施された	3	4
ウ 教育施設で開発した教材・教具が、公立施設等で活用・実施された	6	17
エ 教育施設で開発した運営方法が、公立施設等で活用・実施された	4	7
オ その他	2	5
計	24	57

(注)「活動プログラム」とは、登山やオリエンテーリング等の一つ一つの活動内容を指し、これらを組み合わせた一連のものを「プログラム」という。

【先導的・モデル的な事業の実施状況】

(1) 青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むための様々な体験活動

【取組事例】YES,I CAN IN 信濃川 2012

妙高においては、小学校 5・6 年生 18 人を対象に、困難に直面した時、たくましく挑戦する意欲を持つ子どもの育成を目指し、「YES,I CAN IN 信濃川 2012」を実施した。

この事業は、全長 367km の日本一長い「信濃川」を踏破することを目指す 11 泊 12 日の移動型長期チャレンジキャンプである。源流から河口までの行程を、登山、マウンテンバイク、E-ボート(空気注入式大型カヌー)、手作りいかだの 4 つのステージ(段階)に分け、公民館、民営運動施設の庭や公園に張ったテント、旅館等に宿泊した。

計画の段階から実施まで、新潟県教育委員会、長岡市教育委員会をはじめ

開発したモデル的プログラムが、公立施設等で活用・実施されている。

今後は、青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等において活用施設数と実施件数が増えるよう、また、各施設で開発したプログラム等が他の施設においても実施できるようマニュアルの作成を行うなど、その方策について検討されることが望まれる。

め、関係機関と連携し、多くの民間団体や企業の協賛を得ることができた。

源流への登山や上流でのマウンテンバイクのステージでは、チームとして大きな力が発揮できることを経験し、連帯感を培い、集団内の規律を守ろうとする力を伸ばした。E-ボートのステージでは、全員の動きを合わせないとまっすぐ進まないことを経験し、役割の重要性を意識した。最終ステージではタイヤチューブと板を参加者たちが並べて作ったいかだで河口を目指した。難易度が高い活動のため、思うように進まずチーム内で衝突する場面もあったが、他者の意見を受け止めつつ、より良い方法を皆で考えるという態度が育っており、困難を乗り越えて全員が信濃川 367km を踏破した。

参加者の実行力の向上を測定するに当たっては、上越教育大学の協力の下、当施設で開発したアンケート調査「リーダーシップの5つの力」を活用した。集計の結果、意欲や規範意識をはじめ、全ての項目で力の向上がみられた。「キャンプから帰って考え方が大人になった」、「言葉遣いや人との接し方に成長が見られる」等、保護者の記述にも参加者の変容を捉えている記述が多く、この体験が、参加者のその後の家庭生活・学校生活によい影響を与えていることが窺える。

今後は、「自ら課題を課し自らそれを解決する」活動を組み込んでいくなど、プログラムの更なる開発を進めるとともに、公立の青少年教育施設等へ特色のあるキャンプや課題達成による教育効果等について発信するよう努めていきたい。

(2) 不登校、児童養護施設の子ども等、困難を有する青少年を支援する事業

【取組事例】海は宝物！みんながひとつに！！

江田島においては、母子家庭の子どもたちのための体験活動プログラムの開発を目的として、「海は宝物！みんながひとつに！！」を実施した。

この事業は、母子生活支援施設に入所している母子家庭の子どもたち21人を対象に、基本的な生活習慣を身に付けさせるプログラムを提供し、自分の良さや仲間の大切さを理解し、自分らしさを発揮できるようにする事を目指したものである。

企画段階から連携先の母子生活支援施設を訪問し、子どもたちの様子を実際に見るとともに、施設職員から話を聞き、規則正しい生活を送る事ができていないなどの実態に応じたプログラムを組み立てた。

日常生活では、朝食を抜き夜更かしをする生活を送っている子どもたちや、我慢することができずすぐに諦めてしまうことが多い子どもたちが、「起

床」「食事」「清掃」「入浴」「就寝」と明確に決められた生活時間の中で集団生活を過ごすことができた。自分で準備し片付ける野外炊事やカヌーなどの様々な体験活動を通じて、参加した子どもたちは「母親に、初めて自分でできたことをたくさん話したい」「学校でもがんばりたい」と自分の気持ちを素直に表していた。

平成 25 年度は、引き続き当該施設と連携し、生活体験プログラムや自然体験活動プログラムの充実を図るとともに、担当の行政部局と協力し関係施設への普及を図っていく。また、保護者への家庭教育支援や生活指導員等の確保など、新たなサポート体制を整えていくことが必要と思われる。

(3)その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業

【取組事例】自然のど真ん中での子育て・親育ち

日高においては、幼児期の子どもの体験活動の普及を図るための体験活動プログラムの開発を目的として、「自然のど真ん中での子育て・親育ち」を就学前の子どもと保護者 82 人を対象に実施した。

この事業は、地域の幼稚園と連携し、幼児期の子どもの体験不足の指摘を受け、子どもの体験活動の充実を図るためには、保護者が体験活動の有用性を理解し子育てに取り入れていくことが重要と考え、幼児期における自然体験の重要性に関する出前講演会と 2 回の宿泊体験活動の計 3 回にわたって実施した。

宿泊体験活動においては、保護者と園児が「ピザ釜作り」と「ピザ生地作り」と分かれて活動する時間を設け、保護者が体験活動に集中できるよう配慮するとともに、1つのピザ釜を数人で協力しながら組み立てることにより、保護者同士の交流を図った。その間、園児の活動の様子を離れて見たり、保護者同士で話し合ったりする機会ができた。

3 回の事業を通じて、自然の中で親子で思う存分活動する姿が見られた。保護者からは、日頃の生活では見せない子どもの集中した姿を見たこと、寝食を共にする中で年長の保護者から子育てのアドバイスをもらえたことが良かった等の感想が寄せられた。幼稚園教諭からは、日常生活での体験活動の必要性や重要性について保護者が考える機会となったとの感想が寄せられた。

また、事業には、他の幼稚園の教諭が参観していることから、今後は、幼稚園関係者と協議をしながら活動プログラムを充実するとともに、普及を図っていききたい。

【国際交流事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。
- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

【国際交流事業の実施状況】(第3章2.、3-4～7 ページ)

2. 青少年の国際交流の推進

機構においては、青少年及び青少年教育関係者の国際交流を推進し、国内外の青少年の異文化理解の増進とリーダーを養成することを目的として、国際交流事業を実施している。

また、青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図り、青少年のボランティアなどの社会参加を促すことを目的として、青少年の招聘、派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会を提供する事業を実施している。

交流している国々は、ドイツ、韓国、中国、ミクロネシア 3 か国、アセアン加盟 8 か国、スリランカなど 21 か国で、日本に留学している外国人との交流事業も実施している。

平成 24 年度の事業数は 25 事業であり、参加者数は 1,614 人(対前年度比 654 人減)であった。また、参加者の満足度は 99.5%であった。

(1) 日独の青年及び青少年指導者の交流事業

日独の交流事業として、青年を対象とした「日独勤労青年交流事業」や「日独学生青年リーダー交流事業」、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー」を実施した。

【取組事例】日独青少年指導者セミナー(受入)

日独の青少年教育指導者の資質・能力の向上を図るとともに、両国間の親善を図ることを目的に「日独青少年指導者セミナー(受入)」を実施した。A1 グループ「青少年教育と学校教育の連携」、A2 グループ「困難を抱える青少年の支援」とテーマ毎に 8 人ずつの 2 グループに分かれ、それぞれのグループの目的に合わせ、日本の青少年教育の現状や取組に関する講義、活動団体の視察等を行い、ドイツの青少年指導者は、日本とドイツの共通点や相違点、自国にはない取組などを学習した。

平成 24 年度事業の新たな取組として、日本での研修報告会を「日独セミナー」として公開したところ、青少年教育施設や大学、行政関係者及び過年度ドイツ派遣者等 59 人の参加があった。研修報告会の参加者は、全体会においてのドイツ団による日独比較や両国が有する課題についての発表や、分科会においてのドイツでの活動の紹介や両国への提案等に対する意見交換を通して、研修の成果と両国の青少年教育に対する理解を図ることができた。今後も研修報告会等の公開を継続して実施していきたい。

その他、機構においては、「日独学生青年リーダー交流事業」の成果及び効果について把握するため、平成 17～23 年のドイツ派遣者を対象に、

海外の青少年及び青少年教育指導者の派遣・受入のプログラムを的確に実施している。また、「日独学生青年リーダー交流事業」の成果及び効果について把握するため、平成 17 年～23 年のドイツ派遣者を対象とした追跡調査を実施し、参加者は帰国後、国内外のボランティア活動を行う等、社会貢献活動に積極的に参加したりするなど意識に変容があることがわかった。今後、引き続き、海外に派遣した青少年等のフォローアップ方策を検討いただきたい。

また、青少年教育のナショナルセンターとして、グローバル化に対応し、社会を担う青少年の健全育成を図る観点からも、国際交流事業の更なる充実に努めていただきたい。

事業参加者の満足度は 99.5%と高い水準を維持している。

郵送による追跡調査を行った。

回答のあった 51 人の調査票をとりまとめた結果、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたいと思うようになった」や「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたいと思うようになった」などの外向き志向と、「社会貢献活動に積極的に参加したい」という社会貢献の得点が特に高く、帰国後の意識に変容があることがわかった。

事業終了後の活動としては、インドのフリースクールでのサポートや留学生の支援、東日本大震災復興支援など、国内外でボランティア活動の参加や頻度が増えた者が 32 人、また、ドイツやイギリスなどに海外留学した者が 12 人、引き続き外国語の習得を目指している者が 37 人いた。

(2) 日韓青少年交流事業

日韓青少年交流事業として、高校生や大学生を対象に「日韓高校生交流事業」や「海は人をつなぐ(日韓環境交流事業)～南ソウル大との連携から～」を実施した。

【取組事例】日韓高校生交流事業

日韓両国の青少年の友好親善を一層深め、国際的視野と資質を持った青少年の健全育成を図ることを目的に、両国において日本語、韓国語を第二外国語として学ぶ高校生の相互交流事業として日本から 51 人を派遣し、韓国から 52 人を受け入れて「日韓高校生交流事業」を実施した。

韓国の高校生を日本に迎えた受入事業においては、「日韓友好のための未来構想づくり」をテーマに、高校での体験授業や高校生が活動する児童館での交流、都内の文化体験等を行った。日本での学習を踏まえた日韓未来プロジェクトの発表では、「日韓共同市場」を中心とした街づくり、東アジア史から日韓の歴史を踏まえ今後の在り方について考える「日韓高校生フォーラム」の開催など、高校生の視点に立った企画が発表された。

日韓関係が緊張関係を迎えていた時期ではあるが、これまで構築した韓国側との友好関係により、日本はもとより韓国においても効果的なプログラムが展開され、両国の高校生にとって価値の高い体験をすることができた。

(3) 東アジア青少年交流事業

インドネシア・タイ(乗鞍)、フィリピン・ベトナム(江田島)、ミャンマー・ラオス(妙高)、マレーシア・カンボジア(諫早)のアセアン 8 か国を対象に 4 教育施設で「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」を実施した。さらに、スリラ

ンカ(沖縄)、マレーシア(曾爾)、タイ(阿蘇)との交流事業も実施した。

【取組事例】アセアン加盟国中学生招聘交流事業

日本に興味関心のあるアセアン諸国の中学生 56 人を招き、自然体験や文化体験、日本の中学生との交流を通じた、参加者の日本に対する理解の増進と、日本の青少年の国際的視野の醸成と次世代リーダー養成を目的とし、アスジャ・インターナショナル(アセアンの留学生に対する支援事業を主に行う国際組織)とアスコジャ(アセアン 10 か国の日本留学生 OB 会組織)と連携して「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」を実施した。

8 か国から来た参加者が、乗鞍、妙高、江田島、諫早の 4 教育施設に分かれて、地域の特色を活かした日本の文化体験や中学校訪問、ホームステイなどを行うとともに、平成 24 年度事業の新たな取組として、センターにアセアンの中学生が集まり、成果発表と交流の機会を持った。

成果発表では、フィリピンの参加者が、他国の仲間との Cutter 研修を通して学んだ、協力することの大切さについて発表するとともに、ミャンマーの参加者が、日本の家庭で行われている 3R(Reduce, Reuse, Recycle)の取組について感動し自国での実践を誓うなど、アセアン各国の中学生が日本に対する理解を深め、日本での経験を生かそうとする意欲を高めることができた。

この事業では、受入事業に参加する日本の中学生に対し、事前・事後学習の充実に努めた。特に、江田島では、市内の学校との連携・協力を得て、事業に参加を希望する中学生 16 人に対し、全 8 回延べ 10 日間の事前学習を実施するとともに、新たにベトナム・フィリピン中学生の滞在中に 3 日間の通学合宿を行った。加えて、その成果を 11 月の「フェスティバル江田島」で発表するなど、約 4 ヶ月間に渡ってリーダー養成に努めた。事業後、このうち 2 名が中学校の生徒会長に立候補して選ばれたほか、複数名が生徒会役員や各種委員として活躍している。

なお、平成 25 年度は新たにシンガポールとブルネイを含むアセアン加盟全 10 か国に拡大して実施することとしており、アスジャ・インターナショナルと連携しプログラムの充実に努めていきたい。

(4) その他の交流事業

上記以外に、「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」や「日中韓子ども童話交流事業」、「世界の仲間とゆく年くる年」など、多くの国々の青少年を対象とした事業を実施した。

【取組事例①】ミクロネシア諸島自然体験交流事業

太平洋諸島の子どもたちとの相互交流を通じて、自然体験や異文化体験等を行い、子どもたちに自然のすばらしさ、共存することの大切さを学ぶ機会を提供することを目的に「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」を実施した。

受入事業においては、太平洋諸島(マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国)の小学校5年生から中学校2年生までの子ども59人を、平成24年6月17日から6月28日の日程で招聘し、派遣事業では、日本の子ども48人を7月23日から8月1日の日程でマーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦ポンペイ州、パラオ共和国に派遣した。

日本の子どもたちを対象に帰国3か月後に実施したアンケートでは、小中学生の79.2%が学校やクラス又は所属団体で発表しており、中には、朝日中学生ウィークリーに投稿して新聞掲載された中学生、市の自由研究にミクロネシアでの体験を報告して入選した小学生などもあった。更に、学校の美化委員として、ゴミのポイ捨て禁止や分別処理のポスターを作り全校生徒に呼びかけているなど、具体的な行動につなげている子どももあった。

【取組事例②】世界の仲間とゆく年くる年～体験日本のお正月～

年末年始を日本で迎える留学生と日本の大学生・高校生等を対象に、日本の年末年始の行事や文化に触れ、日本文化への理解を深め、楽しみながら異文化交流を行うことを目的に、機構職員や学生・社会人のボランティアの協力を得て「世界の仲間とゆく年くる年～体験日本のお正月～」を実施した。

第3回目となる今年度は、過去最高の26か国・地域から271人の参加があり、グループでの生活や活動を中心に、太巻きづくりやだるまの絵付け、日本の正月等をテーマとしたグループ発表等を行った。

参加者からは、「日本文化に触れるとともに世界中の学生と過ごし、彼らの文化にもふれることができた」「グループ活動等を通じ、言葉ではなく相手に伝えよう、相手を理解しようという姿が大切だとわかった」などの声があった。また、日本の高校生からは、「(この事業に参加して)将来に悶々としていた私の道(ガイド)が決まった日」という感想が寄せられるなど、この事業を通じて世界各国の学生等による国境や言葉、文化の違いを越えた交流が行われ、青年の国際的視野を醸成することができた。

(1)日独の青少年及び青少年指導者の交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
ドイツ連邦共和国	8	114	派遣・受入	継続(8事業)

(2)日韓青少年交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
大韓民国	4	201	派遣・受入	継続(4事業)

(3)東アジア青少年交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
カンボジア王国	1	7	受入	継続(1事業)
インドネシア共和国	1	7	受入	継続(1事業)
ラオス人民民主共和国	1	7	受入	新規(1事業)
マレーシア	2	23	受入	継続(2事業)
ミャンマー連邦	1	7	受入	継続(1事業)
フィリピン共和国	1	7	受入	継続(1事業)
タイ王国	2	37	受入	継続(2事業)
ベトナム社会主義共和国	1	7	受入	継続(1事業)
スリランカ民主社会主義共和国	1	20	受入	継続(1事業)

(4)その他の交流事業

交 流 先	事業数	参加者数	派遣・受入の別	新規・継続の別
中華人民共和国	1	25	受入	新規(1事業)
モンゴル国	1	3	受入	新規(1事業)
大韓民国	1	100	派遣	継続(1事業)
カンボジア王国	1	3	受入	新規(1事業)
インドネシア共和国	1	3	受入	新規(1事業)
フィリピン共和国	1	3	受入	新規(1事業)
タイ王国	1	3	受入	新規(1事業)
バングラディッシュ人民共和国	1	3	受入	新規(1事業)
ブータン王国	1	3	受入	新規(1事業)
インド	1	3	受入	新規(1事業)
モルディヴ共和国	1	3	受入	新規(1事業)
スリランカ民主社会主義共和国	1	3	受入	新規(1事業)
フィジー共和国	1	3	受入	新規(1事業)
マーシャル諸島共和国	2	31	派遣・受入	継続(2事業)
ミクロネシア連邦	2	65	派遣・受入	継続(2事業)
パラオ共和国	2	31	派遣・受入	継続(2事業)
在日の留学生	4	465		新規(2事業)、継続(2事業)
合 計 人 数		1,187		

(注1)外国の青少年が来日した時の日本人参加者:427人

(注2)1事業で複数の交流先があるため、交流先に応じて事業数を計上。

【指導者養成・研修事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。
- ・ 90%以上の参加者からプラスの評価が得られているか。

3. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上(表 3-3 参照)

安心安全な青少年の体験活動の充実のため、国公立青少年教育施設職員や青少年団体の指導者、学校教職員、その他青少年教育関係者等を対象に、指導者養成及び指導力等の向上を目的とした養成・研修事業を企画、実施した。事業数は138事業、参加者数は6,950人(前年度比384人減)であり、満足度は98.9%であった。

これらを実施することにより、青少年教育団体等で中核となる青少年教育指導者の資質を向上及び新たな青少年教育指導者等を養成することができた。

青少年教育指導者の養成事業、教員免許状更新講習を的確に実施するとともに、青少年教育施設で活動している指導者を対象とした安全指導や実技指導等にも取り組んでおり、評価できる。

体験活動安全管理講習(山系活動編、水辺編)については、国公立青少年教育施設職員やその他の指導者等にとって、体験活動に関わる指導者の安全管理意識の向上を図る観点からも、充実した内容となっており評価できる。

また、新たな指導者の養成及び資格認定制度の創設に向け、官民共同で検討開始を行う「全国体験活動指導者認定委員会」の取組について、今後期待する。

参加者からは、98.9%と高い評価を得ている。

表 3-3 青少年教育指導者等の研修事業実施状況

事業項目及び区分	事業数	参加者数 (人)	参加者の満足度(%)			
			満足	やや満足	やや不満	不満
①青少年の体験活動に関わる指導者等の養成事業	68	3,242	77.4	21.5	1.0	0.1
②青少年の体験活動に関わる指導者等の研修事業	69	3,620	81.8	17.2	0.9	0.1
③体験活動安全管理講習	1	88	65.8	27.9	6.3	0.0
計	(133)	(7,334)	(78.4)	(20.9)	(0.6)	(0.1)
	138	6,950	79.5	19.4	1.0	0.1

(注1)上段()の数値は、前年度の数値。

(1) 青少年教育指導者等の養成研修事業

青少年教育を推進し体験活動の指導力の向上を図るため、地域や教育施設等で自然体験活動等を指導するボランティアや学生等を対象に、文部科学省委託事業「自然体験活動指導者養成事業」や「ボランティア養成事業」を実施した。また、体験活動の指導力を高める「教員免許状更新講習」やボランティア等の資質能力の向上を図る研修事業を実施するとともに、安心安全な体験活動を実施するため、国公立青少年教育施設職員や民間指導者等を対象に「体験活動安全管理講習」を企画、実施した。

① 指導者等の養成事業

平成 24 年度は、文部科学省委託事業として「自然体験活動指導者養成事業」、「ボランティア養成事業」など 68 事業を実施し、3,242 人が参加した。

「自然体験活動指導者養成事業」は、平成 20 年 3 月に改訂された小学校の学習指導要領において、自然体験活動などの体験活動が充実されたことを踏まえ、文部科学省の委託事業として、平成 20 年度から実施しているものである。

機構においては当初から全教育施設で実施しており、学校や青少年教育施設で活動しているボランティアや関係者、民間事業者、地域で活動するボランティア等を対象に、自然体験活動の企画・指導に当たる指導者を養成している。

平成 24 年度の養成人数は、1,949 人(対前年度比 43 人減)であり、平成 20 年度からの累積は、7,528 人である。

なお、養成した指導者については、本部から都道府県教育委員会に指導者名簿を提供して活用を依頼するとともに、各教育施設では利用団体等に提示し活用を図っている。

② 指導者等の研修事業

平成 24 年度は、教員免許状更新講習など 69 事業を実施し、3,620 人が参加した。

教員免許状更新講習は、平成 19 年 6 月の教育職員免許法の改正を受け、平成 20 年度から「必修領域 12 時間」及び「選択領域 18 時間」を合わせた 30 時間以上で実施している。

また、現行の学習指導要領においては、小学校では自然体験活動や集団宿泊活動、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動の体験活動が明記されている。

機構においては、小・中学校や高等学校等に集団宿泊活動の場として様々な体験活動の場や機会を提供してきた実績と、体験活動の指導に関する豊富なノウハウを活かし、教員の体験活動の指導力の向上を目的として、大学や教育委員会等と連携し、平成 20 年度の試行実施当初から、選択領域 18 時間の「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を宿泊型で実施している。

主な講習内容は、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり、体験活動の実際と安全管理などである。

平成 24 年度は、24 教育施設 35 講座を開設し、1,002 人(前年度比 140 人減)が受講、修了した。参加した教員は、学習指導要領における体験活動の取り扱いを理解するとともに、自ら体験活動を行うことで安全に配慮した指導法や指導技術を身につけ、体験活動の意義や効果を理解することができた。

③ 体験活動安全管理講習(山系活動編、水辺編)

体験活動安全管理講習(山系活動編、水辺編)は、近年の山や水辺での活動中の事故を踏まえ、平成 21 度から実施している。

平成 24 年度は、子どもたちの体験活動を直接指導する指導者等の安全管理意識・能力及び指導力、救助技術の向上を目的とし、「山系活動編」は、赤城を会場に国立登山研修所の協力を得て実施し、38 人が参加した。「水辺編」は、静岡県立三ヶ日青年の家を会場に公立施設及び民間企業と連携して実施し、50 人が参加した。主な講習内容は、事故事例研究、事故の法的責任、体験活動における指導と安全管理の実際などである。

参加者からは、「現場に則した安全管理に関する実技が充実していた」、「天候の変化に対応した実践的な研修となった」などの意見があり、今後は、これらの意見も踏まえ、実技を取り入れた実践的な研修に努めていきたい。

なお、参加者には、安全意識を広げるため勤務している施設や組織などでの伝達講習や、講習内容についての研修会の開催を要請した。安全についての研修は、一度行えば足りるというのではなく、何度も繰り返し行うことが大切であることから、引き続き、体験活動にかかわる指導者の安全管理意識の向上に努めていきたい。

(2) 新たな自然体験活動指導者養成制度の構築に向けての取組

近年、子どもの体験活動が減少し、社会性やコミュニケーション力が不足するなど、子どもの成長に様々な課題が顕在化してきていることから、子どもの体験の場や機会の充実が求められている。子どもたちに安心安全な体験活動を展開していくためには、各地に一定の知識・技術を備えた指導者を配置する必要がある。このため、平成 20 年度から文部科学省の委託事業として、自然体験活動指導者養成事業を 5 年間実施した。この事業が平成 24 年度をもって終了することから、新たな指導者養成の在り方について検討を行っている。

機構は発足以来「体験活動を通じた青少年の自立」をテーマに青少年の体験活動の普及啓発に取り組んできており、魅力的な感動あるプログラムや活動の場と機会の提供に努めている。

・受講者のニーズを踏まえた取組を行っているか。

【受講者のニーズを踏まえた取組の状況】

事業の企画・実施に当たっては、企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら実施しており、体験活動の指導力の向上やボランティア等の資質能力の向上、安心・安全な体験活動を実施するため、指導者の安全管理意識及び指導・救助技術等の向上など、受講者等のニーズを踏まえた事業を展開した。

特に継続して実施する事業については、前回の事業実施の際のアンケートを分析して、事業評価や今後の事業への要望を把握するほか、新規に実施する事業については、企画の前段階で、事業参加対象者や関係施設・団体等に対して、事前のアンケート調査等を行い、要望等を把握することにより、ニーズの把握に努めている。

・関連業界への就職率、資格取得割合、修了後の活動状況等、業務の成果・効果が出ているか。

【自然体験活動指導者養成事業】

自然体験活動指導者養成受講者においては、本部より指導者の情報提供を各県・各政令指定都市へ行っている。施設においては、指導者の情報提供を利用団体の小学校へ行っている。

【取組事例】

妙高においては、指導者養成事業修了者が NPO 法人妙高山麓自然体験活動指導者会に属し、当施設の研修支援事業の指導を行った。平成 24 年度実績として 17 名の者が上記 NPO 法人の指導者に登録し、利用団体に対し 263 回(半日単位)の活動指導を行った。

・業務の効率化について、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組を行っているか。

【業務の効率化の取組状況】

指導者養成・研修事業においては、施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った事業を展開しており、研修施設の有効活用を図っている。

具体的には、体験活動安全管理講習(山系活動編、水辺編)においては、体験活動における安全管理を「山」と「水辺」との2つの活動に分類し、それぞれの活動における安全管理講習を行える立地条件を満たした研修施設において実施した。

また、山岳型の施設においては、集団登山に関する指導者研修を、海浜型施設においては海浜活動の実技技術や事故防止研修などを実施し、研

受講者のニーズを把握した上で、事業の企画・実施を行っている。

継続事業については、受講者からのアンケート等をもとに要望を把握し、新規事業については、企画の前段階でのアンケート調査等により、ニーズの把握に努めるなどの取組を評価する。

指導者養成・研修事業を受講した参加者が、受講により得た知識や技能、ノウハウをその後の活動に活かしているかを把握するために、追跡調査を行っていただきたい。

また、より多くの関係機関において、当該事業の内容が活用されるよう、事業内容の充実に努めていただきたい。

全国 27 施設が持つ、立地条件や特色を活かした指導者養成研修事業が展開されており、施設の有効活用が図られている。また、施設管理業務については、引き続き、民間委託等の取組を推進し、業務の効率化に努めていただきたい。

- ・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。

【普及啓発事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

修施設の有効活用を図った。

さらに、警備、清掃、ボイラー運転管理業務などの定型的な一般管理業務については、既に大部分の業務を外部委託により実施し、効率的な資産の管理及び契約事務の効率化及びスケールメリットを活かした調達等に取り組んでいる。

【受益者負担の妥当性・合理性】

青少年の体験活動に関わる指導者養成等の事業(養成、研修)参加費については、食費、シーツ等洗濯代を徴収している。但し、教員免許状更新講習は、食費、シーツ等洗濯代以外に受講料を受益者負担として徴収している(1時間あたり1,000円)。

【普及啓発事業の実施状況(第3章4.、3-9～13ページ)】

4. 青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発

青少年や保護者に様々な体験活動の機会と場を多く提供し、体験活動の重要性について関係機関等を通じて広く普及するとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を目的として、民間団体と連携して「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動など様々な体験活動等の普及・啓発事業を実施した。

これらの普及啓発事業により、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の成果として、「朝食を食べている児童・生徒の割合が増加」するなど、青少年の自然体験活動等の体験活動や読書活動等の重要性に関する普及・啓発を図ることができた。

(1)「体験の風をおこそう」運動の取組

「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子どもたちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子どもたちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充など体験活動の推進について社会的機運の醸成を図る運動である。機構においては、平成22年から青少年育成に関わる複数の団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を立ち上げ、同運動の推進に努めている。

① 体験の風をおこそう推進月間関連事業

推進委員会においては、子どもたちの体験の機会と場を広く提供するとともに、子どもの頃の体験の重要性を普及啓発するため、10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、「体験の風をおこそう」運動

指導者養成・研修事業については、一定の受益者負担を行っているが、今後も引き続き、受益者負担の妥当性・合理性について、検討していただきたい。

青少年の体験活動の重要性については、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」運動などの様々な取組を実施し、成果を挙げていることは評価できる。

に賛同して実施する事業の募集に尽力している。

また、大きな「体験の風」をおこすため、全国で集中的に事業を実施する日として、事業統一日を設定している。

平成 24 年度に推進月間関連事業として実施した団体は、406 団体（649 事業、参加者 115,414 人）であり、前年度（188 団体、249 事業、参加者 110,050 人）と比較すると 218 団体（400 事業、参加者 5,364 人）増加した。

② 子ども体験遊びリンピック

「体験の風をおこそう推進月間」中に各団体等で行われる事業のうち、特に競技性のある体験活動を種目にして実施する事業を対象に「子ども体験遊びリンピック」として登録を受け付けている。

平成 24 年度に登録した団体は 218 団体（324 事業、参加者 35,129 人）であり、前年度（149 団体、189 事業、参加者 30,719 人）と比較すると 69 団体（135 事業、参加者 4,410 人）増加した。また、成績優秀な参加者へは、漫画家松本零士氏のデザインによる金銀銅メダルやイラスト入り賞状を贈呈した。

③ 体験の風をおこそうフォーラム

青少年教育指導者、保護者に対して、体験の重要性を普及啓発するため、「体験の風をおこそうフォーラム」を 10 月にセンターで開催し、秋山豊寛氏（京都造形芸術大学教授、宇宙飛行士）による「感性を豊かにする実践」と題した講演に 140 人が参加した。

終了後のアンケートでは、「五感を研ぎ澄ますことの大切さ、それを体感できる機会を子どもたちに提供することこそ大人の役割であることを、より一層感じた」、「秋山さんのお話をもっと多くの人に聞かせたいと思った。手のひら、足の裏の感覚、臭いを原点とする感性の話はとてよかった」といったように、参加者からおおむね良い評価を得た。

④ 青少年体験活動フォーラム

青少年教育関係者を対象とした講義や事例研究、実技演習などを通じて青少年教育関係者の情報交換・交流の場とすることを目的として、国公立青少年教育施設、関係機関・団体と連携して、5 教育施設（乗鞍、淡路、江田島、花山、大隅）で実施し、参加者は合計で 497 人であった。

【取組事例】

大隅においては、九州地区青少年教育施設協議会(加盟 51 施設)及び鹿児島県国公立青少年社会教育施設研究協議会(加盟 8 施設)と連携してフォーラムを開催し、青少年教育施設職員、民間団体関係者、小中学生など98人が参加した。フォーラムでは、バルセロナオリンピック柔道金メダリスト古賀稔彦氏を迎え、自らの体験をもとに体験活動の重要性、夢を持ち努力することの大切さ、そして「素直な心、感謝の心、奉仕の心、謙虚な心、善行の心」の重要性について特別講演を行ったほか、帝京大学教授鈴木漢氏による「青少年の体験活動と自立」と題した基調講演や4つのテーマによるワークショップ等を実施した。運営の一部を鹿児島県内8国公立教育施設で分担したことにより、円滑な運営を行うことができ、連携協力関係を深めることができた。

⑤ 春のキッズフェスタ

センターを会場に、機構のほか「出会いと体験の森へ実行委員会」(日本YMCA同盟、東京YWCA、日本キャンプ協会、ガールスカウト日本連盟、ボーイスカウト日本連盟)の共催により、競技性のある体験活動や子どもたちが活動を楽しめる様々な体験活動などを提供し、親子等約1,600人が参加した。また、特に今年度は、学生のボランティア研修の一環として、各団体に所属する学生が団体の枠を越えて競技性のある体験活動4種目を取り入れた「子ども体験遊びリンピック」を企画し、実施した。

⑥ 第3回秋のキッズフェスタ

企画段階から民間18団体と連携・協力して「体験の風をおこそう推進月間」の事業統一実施日(統一イベントデー)に、センターを会場に実施した。子どもとその家族を対象に競技性のある体験活動、様々な遊び、ダンス、あや取りやスタンプラリーなどを実施するとともに、動物ふれあいコーナーや幼児のための遊具などを設置し、子どもや保護者合わせて約2,600人が参加した。

⑦ キッズフェスタクラブ

平成23年度に実施した秋のキッズフェスタに参加した子どもや保護者からの要望を受け、毎月第4土曜日にセンター(代々木の森)を

会場に家族で様々な体験を楽しむキッズフェスタクラブを実施している。実施2年目に当たる平成24年度は、事前に登録した154家族450人を対象に実施した。代々木の森では家族で体験活動を楽しむことをテーマに「畑作り・収穫体験」、「火起し・野外炊事体験」、「人形劇・表現活動体験」、「鋸・木工クラフト体験」などを行った。専門の講師が手取り足取り教えるのではなく、子どもと保護者が相談し、家族で互いに教え合いながら一緒になって様々な活動を実施した。

⑧ 第3回全国青少年書き初め大会

書を学ぶ全国の高校生や大学生の交流の機会とするとともに、書の文化や伝統の理解を深め尊重する態度を養うことを目的として、センターを会場に第3回全国青少年書き初め大会を実施した。当日は、全国の63高校12大学から505人が参加した。優秀作品には文部科学大臣賞、NHK会長賞などが授与された。大会の実施準備及び運営には、日頃書道を学ぶ5大学50人の学生が参画した。大会終了後は、優秀作品64点及び全国高等学校総合文化祭優秀作品も併せて、センターのカルチャー棟1階展示室にて優秀作品展示会を開催した。

⑨ その他広報活動

「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」から得られた成果をもとに「体験の風をおこそう」運動の普及・啓発チラシを作成し、青少年教育関係者等を対象とした会議・研修会をはじめ、青少年教育施設・団体に配布した（チラシ：約73,800部）。

また、「体験の風をおこそう」運動という名称や、同運動に関連したイベントを実施していることを多くの人たちに周知するため、のぼり旗を作成し、同運動に賛同して活動する青少年教育施設・団体等に配布し、設置を依頼した。

このほか、「体験の風をおこそう」運動のホームページに、同運動の一環として行われる事業の参加募集や実施報告を掲載した。

(2)「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組

青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と協力し、以下の事業を実施した。

① 「早寝早起き朝ごはん」広報等の資料作成配布

「早寝早起き朝ごはん」の重要性について、保護者をはじめとする大人の方々に科学的根拠を踏まえながら、子どもたちにも理解し活用できるように、やなせたかし氏のキャラクターを活用した、親子で楽しく学べる指導資料(ガイド)やチラシを作成し、約 23 万部(幼児用ガイド 116,586 部、小中学生用ガイド 54,180 部、エコチラシ 60,826 部)を全国に発送した。また、春、秋のキッズフェスタや各種イベントに積極的に出展し、広報・普及に努めた。

② 全国各地への「早寝早起き朝ごはん」国民運動への支援

今年度から新たに各地域の団体が主催する「早寝早起き朝ごはん」フォーラムへの支援を行い、全国 8 か所で地域の実情に沿ったフォーラムが開催された。また、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を展開する上で全国のモデルとなる先進的な 5 つの事業を支援した。

③ 「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊

子どもの基本的な生活習慣の定着と重要性を普及するため、着ぐるみによる寸劇、紙芝居を披露する等、全国の幼稚園、小学校、地域のイベント等 41 か所を訪問し、約 74,000 人に対して普及啓発を行った。

④ 「早寝早起き朝ごはん」フォーラム

「子どもの健やかな成長を促すためには、『早寝早起き』することや『朝ごはん』を摂ることなどの基本的な生活習慣を身に付けることが重要である。」とし、平成 25 年 3 月 7 日に保護者・関係団体等 247 人が集まり「早寝早起き朝ごはん」フォーラムを実施した。フォーラムにおいては、「早寝早起き朝ごはん」についての関心や理解を深めてもらうことを目的として、講演やパネルディスカッションを行った。また、今回初めて、文部科学省が「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる地域全体への普及効果が高い活動を行った実践団体について文部科学大臣表彰を行い、このフォーラムの場において、50 団体が文部科学省大臣表彰を受けた。

(3) 第 34 回少年の主張全国大会

全国 47 都道府県から選抜された中学生 12 人が、センターを会場として平成 24 年 11 月 11 日(日)に秋篠宮妃紀子殿下御臨席の下、発表した。

本事業には全国の中学生の 15.4%に当たる 55 万人を超える応募があり、また、都道府県大会で 16,757 人(都道府県大会前の地区大会等は含まない。)及び全国大会で 826 人(ユーストリーム視聴含む。)の視聴者があり、多くの中学生や一般の方々の参加を得ることができた。

視聴者のアンケート調査では、「少年の主張は中学生の健全育成に役立つと思った」(94.7%)、「来年度以降も少年の主張は開催すべきである」(95.1%)との意見があった。

(4)読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動推進フォーラム」や「わくわく子ども読書キャンプ」、「親子で楽しむ読書と体験の連携事業」などを実施するとともに、センターに絵本約 650 冊を設置して読み聞かせや親子での読書が楽しめる「キッズコーナー」を新設し、毎月読み聞かせ会を実施した。

【取組事例】わくわく子ども読書キャンプ

「わくわく子ども読書キャンプ」は、子どもたちが「読む・書く・聞く・話す」という総合的な「言葉の力」を身につけ、読書の重要性の理解を深めるために、センターを会場に、平成 24 年 8 月 3 日(金)から 8 月 5 日(日)までの 2 泊 3 日を実施した。全国より小学校 4 年生から 6 年生の子ども 96 人が参加し、合宿形式で寝食を共にしながら、読み聞かせ、講演、班別のワークショップ等を実施した。

事業の最後には、各班で協力してワークショップのテーマ「私たちの夢の図書館」について発表することができ、参加者のアンケート調査では全員から高い満足度の評価を得た。また、参加した子どもたちが薦める「おすすめの一冊」とワークショップでの発表内容をまとめた報告書を全国の図書館に配布した。

【東日本大震災関連事業の実施状況】

- ・ 事業が的確に実施されているか。

【東日本大震災関連事業の実施状況】(第3章5.、3-13~14 ページ 表 3-4)

5. 東日本大震災復興支援への取組

機構は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、外遊びなど活動が制限されている岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全県の青少年を対象に、様々な体験活動の提供などの支援を行っている。平成 24 年度の取組は、以下のとおりである。

(1)リフレッシュ・キャンプの実施(表 3-4 参照)

平成 23 年度に引き続き、東日本大震災で被災された岩手県・宮城県の

平成 23 年 7 月~8 月にかけて実施された「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ、「リフレッシュ・キャンプ(オータム)」「リフレッシュ・キャンプ(ウインター)」「リフレッシュ・キャンプ(スプリング)」のように継続的に取り組んでいること、さらに、(公財)東日本大震災復興支援財団や(社)日本フードサービス協会等から協賛金を得るなどして、「ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」「復興食イベントフード&アクティブキャンプ」を実施したことは、青少年教育のナショナル

沿岸地域及び福島県全県の青少年を対象として、岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北 4 教育施設の特徴を活かし、ハイキング、登山、水泳、スキー、雪遊びなど季節に合わせた自然体験活動をはじめとする様々な体験活動を提供した。5 月には、「リフレッシュ・キャンプ(スプリング)」を 4 回実施し、延べ 1,247 名が参加、6 月から 8 月にかけては、「リフレッシュ・キャンプ(サマー)」を 11 回実施し、延べ 591 人が参加、9 月から 11 月にかけては、「リフレッシュ・キャンプ(オータム 24)」を 7 回実施し、延べ 326 人が参加した。また、12 月から 2 月にかけては、「リフレッシュ・キャンプ(ウインター 24)」を 8 回実施し、延べ 509 人が参加、3 月には、「リフレッシュ・キャンプ(スプリング 25)」を 3 回実施し、延べ 105 人が参加した。

また、社団法人日本フードサービス協会の協賛を受け、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全県の家族を対象にした「復興食イベント フード&アクティブキャンプ」を東北 4 教育施設で 10 回実施し、延べ 375 人が参加した。

さらに、公益財団法人東日本大震災復興支援財団の協賛を受け、福島県の小学生を対象にした「ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ」を東北 4 教育施設で 10 月から 3 月にかけて 25 回実施し、延べ 1,704 人が参加した。

なお、リフレッシュ・キャンプ全体では、4 教育施設で 68 回を実施し、延べ 4,857 人が参加した。

参加した多くの子どもたちから「楽しく活動できた」「新しい友だちができた」などの感想が寄せられるとともに、保護者からも子どもの成長に感謝する手紙が届くなど、一定の成果を挙げる事ができた。

センターとして、国の喫緊の課題に対応した取組として評価できる。

参加した多くの子供たちから「楽しく活動できた」「新しい友達ができた」などの感想が寄せられたこと、並びに保護者から子供の成長に感謝する手紙を受け取るなど子供たちの心身のリフレッシュを図る事業として一定の成果を挙げたことを評価したい。

引き続き、福島の子どもたちやその保護者のニーズ等も勘案の上、よりの確かつ効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

表 3-4 リフレッシュ・キャンプの実施状況

区 分	実 施 施 設 名	回数	延参加者数
リフレッシュ・キャンプ(スプリング)	岩手山、磐梯、花山、那須甲子	4	1,247 人
リフレッシュ・キャンプ(サマー)		11	591 人
リフレッシュ・キャンプ(オータム 24)		7	326 人
リフレッシュ・キャンプ(ウインター 24)		8	509 人
リフレッシュ・キャンプ(スプリング 25)		3	105 人
復興食イベント フード&アクティブキャンプ		10	375 人
ふみだす探検隊リフレッシュ・キャンプ		25	1,704 人
合 計		68	4,857 人

(2)その他、防災に関する事業等の実施

【取組事例①】中学生・高校生による全国防災ミーティング in 東北

花山においては、平成 23 年度に淡路で実施した「全国防災ミーティング」を引き継ぎ、「We will change!!! ～被災から防災へ 今、次世代に伝えたいこと～」をテーマに、防災意識と社会参加意識の向上を目的に、「中学生・高校生による全国防災ミーティング in 東北」を実施した。宮城県石巻好文館高等学校生徒を中心に企画し、宮城県、岩手県及び近畿地区の中学・高校 37 校 150 人が参加し、活発な意見交換が交わされ、「東北発 中学生・高校生による共同防災宣言」を採択した。

【取組事例②】子ども防災力 トレーニングキャンプ

中央においては、東海地震に備え、東日本大震災の教訓を活かし、適切な避難行動がとれる判断力と行動力を高めることを目的として、小学校 4～6 年生を対象に「子ども防災カトレーニングキャンプ」を実施した。静岡県ふじのくに防災士や宮城県南三陸町教育委員会等の協力を得て、静岡県・神奈川県・滋賀県からの参加者 41 人は、空き缶ご飯作りなどを学ぶ「防災サバイバルスキル」、防災に関する知識や火起しなどを学ぶ「防災ラリー」などを体験した。2 泊 3 日の活動を通じて、「限られたものを工夫して大切に使う」ことの必要さを学ぶ機会となった。

【取組事例③】福島復興支援事業なすかしドリームプロジェクト

那須甲子においては、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、野外活動が制限されている福島の小学校 5～6 年生を対象として、「なすかしドリームプロジェクト」を実施し、20 人が参加した。企画に当たっては、東京消防庁ほか多くの行政機関や教育機関、団体、企業と意見交換を行い、14 泊 15 日の日程で、駅での帰宅困難宿泊体験、福島県沿岸被災地等の被害状況及び東京ハイパーレスキュー隊見学、東京消防庁本所都民防災教育センターにおける防災体験、キャンプ場に宿泊する 2 泊 3 日間の 100km ウォークなどの体験活動プログラムを実施した。参加者からは「福島の復興に向け多くの人々が活動している」、「15 日間頑張れたのは、仲間がいたから」など、人とのつながりを意識した感想が寄せられた。

【(中項目)1-2】 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援		【評定】																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>青少年及び青少年教育指導者等の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行うとともに、毎年度平均80%以上の利用団体からプラスの評価が得られるよう、研修目的達成に向けた教育機能の充実を図る。</p> <p>(1)研修利用の促進</p> <p>青少年及び青少年教育指導者等の利用の促進を図るため、新規の利用団体の受入れに必要な方策を講じ、利用団体数を増加させる。このような取り組みにより、毎年度、青少年人口(0~29歳)の1割程度の研修利用者を確保する。</p> <p>(2)研修に対する支援の推進</p> <p>青少年及び青少年教育指導者等が各施設を利用して行う研修に対し、以下のように、研修目的を達成するために必要な指導・助言等を行う。</p> <p>① 利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修を実施できるよう、研修計画の作成・実施に対する教育的な狙いを踏まえた指導・助言等を行う。</p> <p>② 利用者のニーズや施設の立地条件等を活かした教育的な観点に立った活動プログラムの開発を行い、その内容を充実する。特に、学校教育との緊密な連携の観点から、新学習指導要領の各教科などの目標・内容等に沿ったプログラムの開発・提供等に取り組む。</p>		A																					
		H23	H24	H25	H26																		
		A	A																				
		実績報告書等 参照箇所																					
		業務実績報告書 第4章																					
<p>【インプット指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>126</td> <td>126</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>55</td> <td>57</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27	決算額(百万円)	126	126				従事人員数(人)	55	57				<p>注1)決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。</p> <p>注2)従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。</p> <p>注3)人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。</p>			
(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27																		
決算額(百万円)	126	126																					
従事人員数(人)	55	57																					
評価基準	実績		分析・評価																				
<p>【研修利用の促進状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用団体数の増減の原因を分析し、利用団体数増加に向けた取り組みは適切 	<p>【研修利用の促進状況】(第4章1.~2.、4-1~6ページ 表4-1~6)</p> <p>【研修に対する支援の実施状況】</p> <p>機構においては、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体に対し</p>		<p>東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、並びに風評被害の影響により、利用取り消しがある中、特に福島県内の国立磐梯青少年交流の家、国立那須甲子青少年自然</p>																				

- に行われているか。
- ・ 利用団体数は増加しているか。

て、学習目的に応じた主体的で効果的な活動ができるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムの提案など積極的な相談及び学習指導を行っている。

また、本部から教育施設に対して、年度計画を踏まえ「事業方針」などを示し、教育機能の充実を図るとともに安心安全な教育環境の整備に努めている。

1. 利用者の状況(表 4-1 参照)

平成 24 年度の教育事業を除く研修支援での利用者数は、4,725,495 人(前年度比 260,122 人増)であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用者数は 2,752,595 人、日帰り利用者は 1,972,900 人であった。

また、研修支援での利用者数のうちセンターを除く教育施設では、2,747,326 人(前年度比 196,098 人増)であり、そのうち、宿泊利用者数は 2,344,279 人(前年度比 142,077 人増)、日帰り利用者数は 403,047 人(前年度比 54,021 人増)であった。

なお、アンケート調査による利用団体の満足度は 99.0%(対前年度比 0.3 ポイント増)であり、中期目標に掲げられた「平均 80%以上」の目標値を上回った。(8-4 頁, 表 8-3 参照)

【経年比較】アンケート調査による利用団体の満足度

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
満足度	97.7%	98.1%	98.3%	98.6%	98.7%	98.7%	99.0%

(1) 青少年及び青少年教育指導者等の研修支援の利用者数(表 4-1 参照)

平成 24 年度における研修支援での利用者数のうち、青少年及び青少年教育指導者等の「青少年利用」は 3,946,352 人(前年度比 231,502 人増)であった。

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成 24 年 3 月 31 日現在)の年齢階級別人口によると、青少年(0 歳～29 歳)人口は 36,197,884 人であり、中期計画に示している「青少年人口の 1 割程度の研修利用者確保する」としている目標を達成した。

(2) 研修支援での利用団体数(表 4-1 参照)

平成 24 年度における研修支援での利用団体数については、72,046 団体(前年度比 3,349 団体増)であった。

- ・ 80%以上の利用団体からプラスの評価が得られているか。

の家においては、例年と同様の利用団体数の利用を確保したことは、評価できる。

満足度は、99.0%と高い水準を維持している。

- ・ 直近の青少年人口の1割程度の研修利用者が確保されているか。

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、並びに風評被害の影響により利用取り消しがある中、中期目標に掲げられた、「直近の青少年人口の 1 割程度の研修利用者確保」しており、評価できる。

宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は 21,535 団体(前年度比 800 団体増)、日帰り利用数は 50,511 団体(前年度比 2,549 団体増)であった。

また、青少年・一般別では、青少年利用団体数は 54,935 団体(前年度比 3,325 団体増)、一般利用団体数 17,111 団体(前年度比 24 団体増)となっている。

表 4-1 研修支援での利用状況

区 分		青少年利用		一 般 利 用		合 計	
		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)
宿 泊	平成 24 年度	19,251	2,559,951	2,284	192,644	21,535	2,752,595
	平成 23 年度	18,418	2,403,830	2,317	182,051	20,735	2,585,881
	増 △ 減	833	156,121	△33	10,593	800	166,714
日 帰 り	平成 24 年度	35,684	1,386,401	14,827	586,499	50,511	1,972,900
	平成 23 年度	33,192	1,311,020	14,770	568,472	47,962	1,879,492
	増 △ 減	2,492	75,381	57	18,027	2,549	93,408
合 計	平成 24 年度	54,935	3,946,352	17,111	779,143	72,046	4,725,495
	平成 23 年度	51,610	3,714,850	17,087	750,523	68,697	4,465,373
	増 △ 減	3,325	231,502	24	28,620	3,349	260,122

(注 1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注 2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

【経年比較】機構全体の利用者数の状況

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
青 少 年 利 用	宿泊	団体数	19,961	19,035	19,106	19,437	19,060	18,418	19,251
		利用者数(人)	2,781,164	2,702,826	2,629,444	2,528,636	2,584,436	2,403,830	2,559,951
	日帰り	団体数	31,845	31,991	34,043	35,699	35,219	33,192	35,684
		利用者数(人)	1,142,616	1,146,528	1,211,369	1,298,248	1,326,473	1,311,020	1,386,401
	合計	団体数	51,806	51,026	53,149	55,136	54,279	51,610	54,935
		利用者数(人)	3,923,780	3,849,354	3,840,813	3,826,884	3,910,909	3,714,850	3,946,352
一 般 利 用	宿泊	団体数	3,056	2,835	2,807	2,702	2,586	2,317	2,284
		利用者数(人)	208,634	270,241	266,790	225,842	205,095	182,051	192,644
	日帰り	団体数	15,704	14,671	14,821	15,180	15,818	14,770	14,827
		利用者数(人)	689,353	562,571	558,364	568,945	599,451	568,472	586,499
	合計	団体数	18,760	17,506	17,628	17,882	18,404	17,087	17,111
		利用者数(人)	897,987	832,812	825,154	794,787	804,546	750,523	779,143
合 計	宿泊	団体数	23,017	21,870	21,913	22,139	21,646	20,735	21,535
		利用者数(人)	2,989,798	2,973,067	2,896,234	2,754,478	2,789,531	2,585,881	2,752,595
	日帰り	団体数	47,549	46,662	48,864	50,879	51,037	47,962	50,511
		利用者数(人)	1,831,969	1,709,099	1,769,733	1,867,193	1,925,924	1,879,492	1,972,900
	合計	団体数	70,566	68,532	70,777	73,018	72,683	68,697	72,046
		利用者数(人)	4,821,767	4,682,166	4,665,967	4,621,671	4,715,455	4,465,373	4,725,495

表 4-2 新規利用団体の利用状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		増 △ 減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
新規利用団体	11,665	17.0%	11,897	16.5%	232	△0.5 ポイント
継続利用団体	57,032	83.0%	60,149	83.5%	3,117	0.5 ポイント
合 計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	3,349	—

【経年比較】新規利用団体の状況

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	団体数	比率												
新 規	20,971	29.7%	12,993	19.0%	13,370	18.9%	13,583	18.6%	12,255	16.9%	11,665	17.0%	11,897	16.5%
継 続	49,595	70.3%	55,539	81.0%	57,407	81.1%	59,435	81.4%	60,428	83.1%	57,032	83.0%	60,149	83.5%
合 計	70,566	—	68,532	—	70,777	—	73,018	—	72,683	—	68,697	—	72,046	—

(3) 宿泊日数別の利用状況(表 4-3-1-2 参照)

平成 24 年度における宿泊日数別の利用団体数については、1泊2日及び2泊3日が18,417団体、全体比率で85.5%を占めている。

また、センターを除く27教育施設では、1泊2日及び2泊3日が15,184団体、全体比率で87.4%を占め、3泊4日以上が2,187団体、全体比率で12.6%となっている。

表 4-3-1 宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		増△減 (H24-H18)		増△減 (H24-H23)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	12,914	56.1%	11,660	56.2%	12,025	55.8%	△889	△0.3 ポイント	365	△0.4 ポイント
2泊3日	6,724	29.2%	5,996	28.9%	6,392	29.7%	△332	0.5 ポイント	396	0.8 ポイント
3泊4日	1,777	7.7%	1,534	7.4%	1,598	7.4%	△179	△0.3 ポイント	64	0.0 ポイント
4泊5日	596	2.6%	633	3.1%	638	3.0%	42	0.4 ポイント	5	△0.1 ポイント
5泊6日	327	1.4%	309	1.5%	277	1.3%	△50	△0.1 ポイント	△32	△0.2 ポイント
6泊7日	194	0.8%	163	0.8%	166	0.8%	△28	0.0 ポイント	3	0.0 ポイント
7泊8日	112	0.5%	90	0.4%	108	0.5%	△4	0.0 ポイント	18	0.1 ポイント
8泊以上	373	1.6%	350	1.7%	331	1.5%	△42	△0.1 ポイント	△19	△0.2 ポイント
合 計	23,017	100.0%	20,735	100.0%	21,535	100.0%	△1,482	—	800	—

【経年比較】宿泊日数別の利用団体の状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	団体数	比率												
1泊2日	12,914	56.1%	12,042	55.1%	12,164	55.5%	12,460	56.2%	12,050	55.7%	11,660	56.2%	12,025	55.8%
2泊3日	6,724	29.2%	6,487	29.7%	6,464	29.5%	6,423	29.0%	6,338	29.3%	5,996	28.9%	6,392	29.7%
3泊4日	1,777	7.7%	1,737	7.9%	1,706	7.8%	1,716	7.8%	1,678	7.8%	1,534	7.4%	1,598	7.4%
4泊5日	596	2.6%	621	2.8%	624	2.8%	645	2.9%	657	3.0%	633	3.1%	638	3.0%
5泊6日	327	1.4%	351	1.6%	323	1.5%	306	1.4%	299	1.4%	309	1.5%	277	1.3%
6泊7日	194	0.8%	173	0.8%	171	0.8%	155	0.7%	182	0.8%	163	0.8%	166	0.8%
7泊8日	112	0.5%	105	0.5%	103	0.5%	105	0.5%	102	0.5%	90	0.4%	108	0.5%
8泊以上	373	1.6%	354	1.6%	358	1.6%	329	1.5%	340	1.5%	350	1.7%	331	1.5%
合計	23,017	—	21,870	—	21,913	—	22,139	—	21,646	—	20,735	—	21,535	—

表 4-3-2 センターを除く 27 教育施設の宿泊日数別の利用状況

宿泊数	平成 18 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		増△減 (H24-H18)		増△減 (H24-H23)	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
1泊2日	11,008	56.6%	9,655	57.2%	9,916	57.1%	△1,092	0.5 ポイント	261	△0.1 ポイント
2泊3日	5,891	30.3%	5,028	29.8%	5,268	30.3%	△623	0.0 ポイント	240	0.5 ポイント
3泊4日	1,432	7.4%	1,175	6.9%	1,190	6.8%	△242	△0.6 ポイント	15	△0.1 ポイント
4泊5日	438	2.2%	469	2.8%	473	2.7%	35	0.5 ポイント	4	△0.1 ポイント
5泊6日	250	1.3%	200	1.2%	188	1.1%	△62	△0.2 ポイント	△12	△0.1 ポイント
6泊7日	130	0.7%	109	0.6%	102	0.6%	△28	△0.1 ポイント	△7	0.0 ポイント
7泊8日	66	0.3%	45	0.3%	46	0.3%	△20	0.0 ポイント	1	0.0 ポイント
8泊以上	242	1.2%	203	1.2%	188	1.1%	△54	△0.1 ポイント	△15	△0.1 ポイント
合計	19,457	100.0%	16,884	100.0%	17,371	100.0%	△2,086	—	487	—

(4) 学校種別の利用状況(表 4-4-1・2 参照)

平成 24 年度の学校種別による小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は 7,479 校であり、全体比率では 61.7%を占めている。

また、センターを除く 27 教育施設の小学校、中学校及び特別支援学校の利用団体数は、7,234 校で全体比率 67.0%であり、高等学校及び中等教育学校を加えると 8,623 校で、全体比率は 79.8 %となる。

表 4-4-1 学校種別の利用状況

学校種	平成 23 年度		平成 24 年度		増 △ 減	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	909	7.9%	992	8.2%	83	0.3 ポイント
小学校	4,256	37.1%	4,381	36.2%	125	△0.9 ポイント
中学校	2,603	22.7%	2,777	22.9%	174	0.2 ポイント
高等学校	1,612	14.0%	1,704	14.1%	92	0.1 ポイント
中等教育学校	78	0.7%	96	0.8%	18	0.1 ポイント
特別支援学校	329	2.9%	321	2.6%	△8	△0.3 ポイント
大学・短大・高等専門学校	1,188	10.4%	1,228	10.1%	40	△0.3 ポイント
その他の学校	495	4.3%	615	5.1%	120	0.8 ポイント
合計	11,470	100%	12,114	100%	644	—

表 4-4-2 センターを除く 27 教育施設の学校種別の利用状況

学校種	平成 23 年度		平成 24 年度		増 △ 減	
	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
保育園・幼稚園	903	8.7%	984	9.1%	81	0.4 ポイント
小学校	4,197	40.5%	4,300	39.8%	103	△0.7 ポイント
中学校	2,492	24.1%	2,667	24.7%	175	0.6 ポイント
高等学校	1,304	12.6%	1,346	12.4%	42	△0.2 ポイント
中等教育学校	41	0.4%	43	0.4%	2	0.0 ポイント
特別支援学校	258	2.5%	267	2.5%	9	0.0 ポイント
大学・短大・高等専門学校	851	8.2%	853	7.9%	2	△0.3 ポイント
その他の学校	311	3.0%	344	3.2%	33	0.2 ポイント
合計	10,357	100%	10,804	100%	447	—

【経年比較】学校種別の利用状況

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	団体数	比率												
幼稚園・保育園	607	4.7%	608	4.9%	687	6.0%	775	6.7%	839	7.1%	909	7.9%	984	9.1%
小学校	4,013	31.3%	4,157	33.4%	3,868	33.8%	3,910	33.7%	4,121	34.8%	4,256	37.1%	4,300	39.8%
中学校	2,960	23.1%	2,885	23.2%	2,852	24.9%	2,854	24.6%	2,866	24.2%	2,603	22.7%	2,667	24.7%
高等学校	2,041	15.9%	1,746	14.0%	1,719	15.0%	1,677	14.5%	1,729	14.6%	1,612	14.0%	1,346	12.4%
中等教育学校	43	0.3%	38	0.3%	42	0.4%	63	0.5%	67	0.6%	78	0.7%	43	0.4%
特別支援学校	293	2.3%	350	2.8%	291	2.5%	336	2.9%	321	2.7%	329	2.9%	267	2.5%
大学・短期大学 高等専門学校	2,144	16.7%	1,975	15.9%	1,310	11.5%	1,322	11.4%	1,290	10.9%	1,188	10.4%	853	7.9%
その他の学校	727	5.7%	675	5.4%	671	5.9%	662	5.7%	607	5.1%	495	4.3%	344	3.2%
合計	12,828	—	12,434	—	11,440	—	11,599	—	11,840	—	11,470	—	10,804	—

表 4-5 広域利用団体の利用状況

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		増 △ 減	
	団体数	比 率	団体数	比 率	団体数	比 率
広域利用団体	13,592	19.8%	13,949	19.4%	357	△0.4 ポイント
利用教育施設の設置都道府県団体	55,105	80.2%	58,097	80.6%	2,992	0.4 ポイント
合 計	68,697	100.0%	72,046	100.0%	3,349	—

【経年比較】広域利用団体の状況

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	団体数	比率												
広域利用団体	27,069	38.4%	27,091	39.5%	29,029	41.0%	31,120	42.6%	30,111	41.4%	13,592	19.8%	13,949	19.4%
利用施設の設置 都道府県団体	43,497	61.6%	41,441	60.5%	41,748	59.0%	41,898	57.4%	42,572	58.6%	55,105	80.2%	58,097	80.6%
合 計	70,566	—	68,532	—	70,777	—	73,018	—	72,683	—	68,697	—	72,046	—

2. 研修利用の促進

(1) 利用促進のための方策(表 4-6 参照)

各教育施設では、青少年の成長に欠かせない多様な体験活動の機会を拡充することを目指し、利用の促進のための様々な取り組みを行っている。

各教育施設における研修利用促進のための取組事例は、表 4-6 のとおりである。

【取組事例①】

山口徳地においては、保育園や幼稚園から自然体験活動のニーズが寄せられていることを受け、保育園や幼稚園の定期的な利用に向けて取組を行った。四季折々の自然体験活動プログラムを開発し、水遊び場の整備や幼児用図書スペースの設置などを行うとともに、保育園等への出張イベントなど集中的な広報活動を行った結果、利用が前年度比 4 園 216 人増となった。今後も保育園等のさらなる利用促進を目指している。

【取組事例②】

曾爾においては、家族や小グループからの食育に関する活動プログラムの要望を受け、職員が手作りで「石窯」を作り、新たにピザ作りなどの活動プログラムを導入した。利用団体合同打合せ会や団体への利用案内等で紹介したところ、20 団体 150 人が利用した。

【取組事例③】

信州高遠においては、閑散期利用促進に向け、通常の担当業務を越えて横断的に「地域連携・ブース出展ワーキングチーム」を結成し、地域の祭りなどの11イベントに出展し、また「道の駅」に体験活動ブースを25回出展した。また、地域公民館と共催で「スポーツ大会」や「柔道・体操大会」を実施し、合わせて10,272人の参加を得た。今後も、地域との連携を通し、体験活動の普及の一環として利用促進に努めていく。

表 4-6 研修利用促進のための取組事例

取 組 事 例	
広 報 関 係	■印刷物関係
	・対象に応じたチラシやパンフレットの作成
	・体験活動の効果やモデルプログラムなどを掲載したチラシやパンフレットの作成
	・広報チラシに施設ホームページへ携帯電話等から簡単にアクセスするためのQRコードを掲載
	・新聞や情報誌等、広告費のかからない媒体を活用した広報
	・新聞や情報誌等、広告費が必要な媒体を活用した広報
	■直接広報
	・学校や教育委員会等の教育関係機関・団体等を直接訪問しての広報
	・利用している団体への来年度の利用案内
	・企業など、青少年教育関係以外の機関・団体等を直接訪問しての広報
利 用 案 内 関 係	■ホームページ関係
	・携帯サイト用にホームページを開設
	・ホームページの空室情報の更新頻度の向上
	・キャンセルがあった場合にホームページに掲載して利用者に周知
	■利用者サービス
	・事前に利用団体と連絡を密にし、人数等を確認
	・バスやワゴンによる送迎の対象や範囲の拡大
	・学校団体等に対する早期予約の受付の実施
	・利用受付期間の延長
	・利用手続きの簡略化
・キャンセル待ち団体のリスト作成及びキャンセルがあった場合の団体への連絡	
・早期仮予約に対応した利用団体の受入調整	
■利用確認	
・前年度利用し、今年度利用していない団体に対して、利用しなかった理由の照会	
・利用申込書の提出が遅れている団体へのこまめな提出依頼	

(2) 利用促進のためのサービス向上の取組(8-4頁,表 8-3 参照)

アンケート調査による利用団体の満足度は99.0%(対前年度比0.3ポイント増)であり、中期目標に掲げられた「平均80%以上」の目標値を上回った。各教育施設においては、さらなる利用促進を図るため、利用者からの意見

を取り入れるなど、利用者サービスの向上に向けた改善を図っている。

【取組事例】

機構本部においては、利用団体管理システムの全面的な改修を行い、これまで施設別に行っていた空室情報確認や利用申込（電話、ファクシミリ、電子メール、郵便）に加え、新たにインターネットを通じて全施設の空室状況の一括確認や、WEBによる仮申込ができるように体制を整備し、利用申込の利便性を向上させた。

【研修に対する支援状況】

- ・ 研修計画の作成・実施に対する指導・助言等が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

【研修支援に対する支援状況】(第4章3.、4-6～8 ページ 表 4-7～8)

3. 研修に対する支援の推進

以下のとおり、研修の計画作成時から研修終了後まで、広く学習の場や機会の情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行うことにより、主体的・効果的な学習活動を促進することができた。

(1) 研修に対する指導助言の状況

① 研修計画の作成に対する指導・助言

全ての教育施設において、利用団体が教育施設を利用する前に、教育施設職員等が利用団体の指導者・引率者（例えば、学校が利用する場合は引率教員）に対して、研修計画や活動プログラムの指導・助言を実施している。

また、利用を予定している団体の指導者が一堂に会し、教育施設利用に関する説明、同一利用日の団体間の日程調整、体験活動プログラム等の合同事前打合せ会等を実施している。

【取組事例】

吉備においては、利用予定のある小学校を事前に訪問し、学級担任や管理職との打合せを行い、児童の様子観察や児童・保護者に対する活動の説明等を行った。この事前訪問により、学校のニーズ及び課題、児童の生活態度の傾向を把握し、宿泊体験学習の目的、目的に合わせた活動内容や方法、評価方法や役割分担を確認した。研修前に「本音で話せる人間関係を作る」「仲間とともに自ら行動し、問題を解決する力を育てる」という目的を設定し、実際に活動中に課題に直面した際、児童らが自主的に話し合っ解決し、事後に児童の表現力が向上するなど、目に見えて成果が現れた小学校があったほか、その小学校の成果を伝え聞いた同一市内の他の小学校から、多くの

全ての教育施設で、利用団体の指導者・引率者に対する事前の指導・助言を的確に実施し、利用者のニーズ、課題及び目的を効果的に達成させ、成果を挙げたことは評価できる。

引き続き、教育施設の特性を活かした研修計画の指導・助言が一層効果的に推進されるよう取り組んでいただきたい。

次年度利用申込があった。

② 研修期間中の指導・助言

各教育施設の職員や外部研修指導員等が利用団体に対して指導した回数は、24,866回(対前年度比1,921回減)であった。

【取組事例】

中央においては、入所オリエンテーションを直接指導の機会と捉え、生活指導や活動の動機づけを行うとともに、野外活動プログラムの安全指導、「チームづくり」や「仲間関係の向上」を目的としたプログラム「チャレンジ・ザ・ゲーム」の指導に職員が当たっている。

【経年比較】研修期間中の指導の実施状況

(単位:件)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件数	29,651	37,057	31,023	31,595	28,259	26,787	24,866

③ 研修実施後のかかわり状況

【取組事例】

妙高においては、保育園11園の利用前と自然体験活動などを行った利用後における幼児の生活や遊びの様子を比較し、お泊り体験活動の有効性について確認することができた。これらの保育園では、その成果を次年度の利用時に実施する活動プログラムや課題についての検討の材料としている。

(2) 活動プログラムの開発・充実に向けた取組

① 教育的視点に立った活動プログラムの開発・充実に向けた取組

青少年や青少年教育指導者等の研修を支援し、教育効果が高く充実した研修にするため、安心安全を基本に利用者の要望や実施上の課題に対応しながら、体験活動プログラムの開発や改善に取り組んでいる。(表4-8参照)

【取組事例】

夜須高原においては、近隣スポーツ施設との連携及び学校利用の促進を目的として、人工芝スキープログラムを開発した。開発に当たっては、安全面や指導方法等について小学校1団体78人の児童の協力を得た。

・ 教育的な観点に立った活動プログラムの開発・充実がなされているか。

利用団体等からの要望に応じた、教育的な観点からのプログラム開発とその内容の充実に取り組んでいる。今後は、各施設で、どのような要望があり、どのようなプログラムを開発したのか等の事例をまとめ、取組内容を共有するよう取り組んでいただきたい。

<p>・ 学習指導要領と連携したプログラムが開発されているか。また、そのプログラムは提供・普及されているか。</p>	<p>② 学習指導要領と連携したプログラムの開発・提供等の取組 平成 23 年度から全面実施された小学校学習指導要領等を踏まえ、学校向けの研修支援のための活動プログラムの開発に取り組んでいる。 【取組事例】乗鞍においては、学習指導要領に取り上げられている日本文化に触れる体験活動の一環として、飛騨地方に伝わるお正月行事「花餅づくり」を取り入れ、材料代が高額で時間がかかる餅の代わりに、安価かつ短時間で形になる紙粘土を利用したプログラムを開発し、家族対象事業や国際交流事業プログラムに組み入れている。今後、セカンドスクールなど学校利用にも紹介していくこととしている。</p>	<p>学習指導要領において推進することとされている長期宿泊体験が、学校等で活用される必要な内容に対応したプログラム開発を行っている。引き続き、各施設で開発したプログラムが活用されるよう、学校に向けた情報発信に取り組んでいきたい。</p>
--	--	--

【(中項目)1-3】	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1) 関係機関・団体等とのネットワークの構築 青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を図るため、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携を促進し、関係機関等とのネットワークを構築する。</p> <p>(2) 全国的な連絡会・協議会等の実施 青少年教育に関する関係機関・団体相互間の連携の促進を図るため、全国的な連絡会・協議会等を開催する。また、関係機関・団体等が共同して取り組む全国的な事業を実施する。</p>		H23	H24	H25	H26
		A	A		
		実績報告書等 参照箇所			
		業務実績報告書 第5章			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	6	12			
従事人員数(人)	2	5			

注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。

注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

注3) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【ネットワークの構築状況】</p>	<p>【ネットワークの構築状況】(第5章1.、5-1~2ページ)</p> <p>【青少年教育に関する関係機関・団体との連携促進の状況】</p> <p>社会が豊かで便利になる中で、子どもたちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少してきている。こうした状況を踏まえ、機構は、子どもたちの健やかな成長に欠かせない体験活動の重要性についての普及啓発と、青少年をめぐる諸課題への対応を円滑に推進していくために、青少年教育に関する国内外の関係機関・団体等との連携をさらに広げ、ネットワークを活かした事業に取り組んでいる。</p> <p>機構においては、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、国内初の取り組みとなる「第1回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会」等を実施した。</p> <p>さらに、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、平成24年度が2回目となる「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」等を実施した。</p> <p>国外とのネットワークの構築においては、国際交流事業を行っているドイツや中国、韓国、アセアン加盟8か国、ミクロネシア3か国など、各国の機関・団体と連携して事業を実施した。</p>	

- ・ 国内の関係機関・団体等との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。

1. 関係機関・団体等とのネットワークの構築

(1) 国内関係施設や団体とのネットワークの構築

機構では、「体験の風をおこそう」運動について、平成 23 年度に引き続き、「体験の風をおこそう運動推進委員会」の構成団体と連携して活動を行った。

同委員会の構成団体は、平成 23 年度は機構を含め 9 団体であったが、平成 24 年度は 13 団体と拡大しており、より多くの団体と連携を図ることができた。

なお、同委員会の構成団体は、ガールスカウト日本連盟、自然体験活動推進協議会、全国公民館連合会、全国子ども会連合会、全国スポーツ推進委員連合、全国ラジオ体操連盟、日本キャンプ協会、日本子守唄協会、日本体育協会日本スポーツ少年団、日本 PTA 全国協議会、日本レクリエーション協会、ボーイスカウト日本連盟(五十音順、平成 24 年度末現在)である。

また、教育事業の実施にあたっては、企画の段階から関係機関と連携し、必要な情報やニーズを把握して行っている。

【取組事例】タートルズキャンプ

岩手山においては、児童養護施設に入所する子どもたちを対象とした「タートルズキャンプ」を実施した。当事業は、虐待等により心を閉ざしがちの子どもたちを対象に、体験活動を通してコミュニケーション能力や自信を身につけてもらうこと、大人への不信感を軽減することを目的として実施した。事業準備の段階から、盛岡市内の全 4 箇所の児童養護施設と連携し、子どもたちとの接し方や指導の仕方について研究会を開いて話し合ったほか、活動場所となった 3 つの会場の担当者と、子どもたちへの配慮事項等について事前に話し合った。その結果、事業当日は、一人一人の状況に即した細かな支援を行うことができた。事業終了後、各児童養護施設との信頼関係が形成され、子どもたちに他の教育事業に参加してもらうなど、相互連携を深めることができた。今後、情緒不安定な子どもに対応できるスタッフの確保と対応能力向上を検討する必要がある。

- ・ 国外の関係機関・団体との連携を図った取組が行われ、ネットワークが構築されているか。

(2) 国外とのネットワークの構築

機構においては、ドイツの国際ユースワーク専門機関やベルリン日独センター、中国の中国関心下一代工作委員会、韓国の国立国際教育院、アスジャ・インターナショナル、アセアン各国のアスコジャ(アセアン10か国の

「体験の風をおこそう」運動において、国内の青少年教育等を担う関係 13 団体で、体験の風をおこそう運動推進委員会を構成し、体験活動の重要性を家庭や社会に伝えるための事業を展開しているほか、「体験の風をおこそう推進月間」として、平成 24 年度においては、406 団体の参画を得て、全国各地で青少年の体験活動に関する様々な取組を 249 事業実施し、115,414 人が参加している。今後も引き続き、構築されたネットワークを活用し、さらに多くの団体から協力・賛同を得られるよう取組むことにより、体験活動の裾野を広げる活動を推進するよう取り組んでいただきたい

韓国の国立青少年活動振興院と交流協定を締結し、相互交流として、1ヶ月間の短期職員実務研修の実施、また、ドイツの国際ユースワーク専門機関やベルリン日独センター等、国外の青少年教育に関する関係機関・団体と連携して国際

日本留学生OB会組織)などと連携して国際交流事業を実施するとともに、韓国の国立青少年活動振興院とは交流協定を結び相互の連携を深めている。

【取組事例】

韓国国立青少年活動振興院(大韓民国において国立青少年教育施設を統括する機関。以下「振興院」という。)の交流協定(平成24年2月10日締結)を踏まえ、次のような事業に取り組んだ。

- ① 韓国・ソウル市で開催された「第8回大韓民国青少年博覧会(平成24年5月24～26日)」に参加し、展示ブースにおいて機構の事業や「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「体験の風をおこそう」運動の紹介をした。また、屋内及び屋外ステージにおいて縄飛びグループ「縄レンジャー」による演技を披露した。当日は15万人以上の参加があり、機構の出展ブースは「韓国女性家族部長官賞」を受賞した。
- ② 職員相互交流として、振興院の職員が本部及び大洲において実務研修を受け(10月8日～11月2日)、機構職員が韓国の国立平昌青少年修練院において実務研修を受けた(11月2日～11月29日)。
- ③ 「日韓相互交換セミナー」として、機構職員が振興院及び国立平昌青少年修練院3泊4日(11月27日～30日)の日程で訪問し、両国の青少年に対する事業についての協議及び施設の視察等を実施した。

このように、協定に基づいた事業を着実に実施し、連携を深める中で韓国での指導者養成のあり方や日本の学校5日制などの情報交換を行い、それぞれの施策検討の参考とした。

交流事業を実施するなど、海外の関係機関等との連携を図る取り組みが的確に実施されている。今後も、当該協定を基に、両国の青少年教育の発展に向けた取組が、より推進されることを期待する。

【連絡会・協議会等の実施状況】

- ・ 関係機関・団体等が連携し、全国的な連絡会・協議会等が開催されるとともに、共同して取り組む全国的な事業が実施されているか。

【連絡会・協議会等の実施状況】(第5章2.、5-2～4ページ)

2. 全国的な連絡会・協議会等の実施

(1) 全国的な連絡会・協議会等の開催

本部においては、国公立・民間の青少年教育施設を対象として、今年度が2回目となる「全国青少年教育施設所長会議」及び「全国青少年教育施設研究集会」等を実施した。

国公立・民間の青少年教育施設を対象として、「全国青少年教育施設所長会議」や「全国青少年教育施設研究集会」を開催するとともに、青少年を対象に相談業務の実務を担当する行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務省関係者、社会福祉関係者、民生児童委員等が参加する「全国青少年相談研究集会」を実施しており、青少年教育のナショナルセンターとしてリーダーシップを発揮した取り組みを的確に実施している。

【取組事例①】全国青少年教育施設所長会議

「全国青少年教育施設所長会議(5月、106人参加)」においては、日本体育大学名誉教授の清原伸彦氏による特別講演「集団の大切さを若者に伝えるには」のほか、文部科学省、内閣府からの行政説明、国公立青少年教育施設の所長によるシンポジウム「これからの青少年教育施設の経営を考える～所長の果たす役割～」が行われた。参加した所長のアンケートには、「多くの情報が得られ、今後の展開を考えるヒントになった」、「長期的な展望を持ちながら、足下から具体的な手立てを講じて、施設をさらに充実させたい」とのコメントがあった。

【取組事例②】全国青少年教育施設研究集会

「全国青少年教育施設研究集会(2月、116人参加)」においては、事業運営、地域連携など6つの分科会を設置し、うち4つの分科会では、事例発表と助言者のアドバイス等をもとに研究協議を行った。広報、コミュニケーションの促進をテーマにした分科会では、全員参加型のワークショップを実施した。沖縄県文化観光スポーツ部長の平田大一氏による特別講演では、中学生の演劇づくりの実践から「感動体験は最高の道徳教育である」と述べ、多くの参加者の共感を得た。また、参加者同士のネットワーク作りを図るために「施設間交流タイム」を設け、各施設によるポスターセッションを行い、施設の特徴的なプログラムの情報交換を行った。参加者からは「立場の違う施設のふれあいに大きな可能性を感じた」、とのコメントがあった。

【取組事例③】全国青少年相談研究集会

「全国青少年相談研究集会(3月、122人参加)」においては、「青少年をとりまくいじめの本質を考える」というテーマで、行政担当者、教員、首長部局相談担当者、警察関係者、法務省関係者、社会福祉関係者、民生児童委員等多様な分野で青少年に関わる実務担当者が参加した。分科会では、「いじめの実態とその理解・対応をめぐって」、「加害者に焦点をあてて」、「法的な視点から」等、いじめについて様々な観点から、事例研究や研究協議を行った。

(2) 共同して取り組む全国的な事業の実施

【取組事例①】第1回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会
本部においては、ボランティア活動をしている学生と、それを支援する

支援者が集う全国規模の集会としては日本初となる「第 1 回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会(2 月、321 人参加)」を開催した。本事業は、ボランティア活動をしている学生(高校生を含む)と学生によるボランティア活動を支援する大学の教職員等が一堂に会し、海外からの参加者を含む全国の学生間の交流と学び合いの機会とするとともに、大学と地域関係機関の担当者間の連携協力を深め、それぞれの具体的な事例や課題について情報交換や協議を行うことを目的として、大学のボランティア担当教員及び NPO 法人代表者で構成された企画運営委員及び学生委員が中心となって実施した。

集会では、学生 3 名のボランティア団体代表者によるシンポジウム「ボランティア新世代、私の想いと社会」、大学ボランティアセンター(14 団体)や NPO 法人(6 団体)等計 38 団体が参加し、活動紹介展示や資料配布、担当者による説明を行った「全国学生ボランティア交流見本市(アクションマーケット)」、ギャップイヤーに関し、同様の制度導入を検討した東京大学や独自制度で学生の国際交流を行っている名古屋商科大学、学生を採用する企業の立場にある日本経済団体連合会担当者、経験者の学生らをパネリストとして迎えたシンポジウム「未来へのセッション 大学の新しい挑戦～学ぶ力を育むギャップイヤー～」等を行った。

参加者からは、「実際に活動している団体の代表者の話は、共感できる部分や参考になる部分が多かった」、「ブース出展して話すことで、伝え方等も学べた」等の感想が寄せられた。

【(中項目)1-4】

青少年教育に関する調査及び研究

【評定】

A

H23

H24

H25

H26

A

A

実績報告書等 参照箇所

業務実績報告書 第6章

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

青少年教育のナショナルセンターとしての調査及び研究体制を強化し、青少年教育に関するより充実した基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用する。

(1) 調査及び研究体制の強化

(a) 外部有識者の協力を得た調査及び研究体制の構築

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する外部有識者の協力を得た調査及び研究体制を構築する。

(b) 研究者の採用による調査及び研究体制の強化

調査及び研究の充実を図るため、専門的知識・技術を有する研究者を大学等の高等教育機関や民間団体等から採用・配置し、青少年教育に関する研究部門を創設する。

(2) 調査及び研究の実施

(a) 基礎的な調査及び研究の実施

青少年及び青少年教育に関する国内外の情報を収集・分析し、統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築を行うなど、基礎的な調査及び研究を計画的かつ継続的に実施する。

(b) 専門的な調査及び研究の実施

各施設における教育事業の活用などにより、青少年の各年齢期の課題、困難を有する青少年の問題、体験活動の教育効果に関する調査及び研究等を実施する。その際、社会学や心理学等の多様な関連学問領域との連携を図る。

また、都市型の青少年教育施設に関する調査研究を実施する。

(c) 調査及び研究の成果等の活用

調査及び研究の成果等については、青少年教育に関する国の政策立案等に寄与するよう、成果等に基づいた政策提言を行う。

【インプット指標】

(中期目標期間)	H23	H24	H25	H26	H27
決算額(百万円)	36	37			
従事人員数(人)	25	24			

注1) 決算額については、当該事業において旅費・謝金や消耗品等の購入にかかった経費であり、人件費等の一般管理費は含まない。

注2) 従事人員数については、1人が複数の事業(教育事業、研修支援事業等)を担当しているため、決算額により按分を行った。

注3) 人件費等の一般管理費については、事業別に管理していないため、計上していない。

評価基準	実績	分析・評価
<p>【調査及び研究体制の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究を実施する際には、外部有識者の協力が得られているか。 青少年教育に関する研究部門が置かれ、研究者の採用・配置がなされているか。 <p>【調査及び研究の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。 	<p>【調査及び研究体制の状況】(第6章1.、6-1 ページ)</p> <p>機構においては、青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図る青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年の体験活動の実態や効果等の調査及び研究を実施し、その成果を広く提供することを通して、青少年の体験活動等の推進を図っている。青少年教育における基礎資料となる青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査研究を実施している。</p> <p>平成 24 年度においては、青少年教育研究センターを中心として、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図った。主な調査研究としては、子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などを明らかにするため「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」に取り組んだ。更に「今後の青少年の体験活動の推進について(平成 25 年 1 月 21 日 中央教育審議会答申)」では、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」など多くの調査結果が活用された。</p> <p>1. 調査及び研究体制の強化</p> <p>(1) 青少年教育研究センターの運営</p> <p>平成 23 年 4 月に設置した青少年教育研究センターを中心として、外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査研究を実施するなど、青少年教育に関わる調査及び研究の充実を図った。</p> <p>(2) 調査及び研究体制の整備</p> <p>青少年教育研究センターにおいて、若手職員の資質向上の一環として、調査研究に関心のある教育施設職員 2 名を教育施設が閑散期の一定期間調査及び研究に従事させることにより、調査研究の知識等のある人材を育成し、調査及び研究体制の整備を図った。</p> <p>【調査及び研究の実施状況】(第6章2.、6-1～5 ページ)</p> <p>2. 調査及び研究の実施</p> <p>青少年教育に関する基礎的・専門的な調査及び研究を行い、その成果等を広く提供・活用することにより、「今後の青少年の体験活動の推進について(平成 25 年 1 月 21 日 中央教育審議会答申)」で多くの調査結果が</p>	<p>平成 23 年 4 月に設置した「青少年教育研究センター」を中心として外部の有識者を含めた研究会を設置し、調査を実施するなど、青少年教育のナショナルセンターとして取り組むべき調査研究を的確に実施する体制が整備されている。引き続き、青少年教育関係者の課題意識を把握し、その調査研究に取り組んでいただきたい。</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとして、継続的に実施すべき基礎的な調査研究を的確に実施し、その成果が活用されるよう、経年比較の分析や、データベースの構築などに十分取り組まれている。</p>

活用されるなど、青少年教育に関する国の政策立案に寄与することができた。

(1) 基礎的な調査研究
① 青少年の体験活動等に関する実態調査
② 諸外国の青少年教育施設等調査(文部科学省委託事業)
③ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集
④ 青少年教育関係文献・資料の調査収集
(2) 専門的な調査研究
① 各年齢期における体験活動に関する調査研究
② 子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究
③ 課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究
④ 長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究
⑤ 青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究

(1) 基礎的な調査及び研究の実施

① 青少年の体験活動等に関する実態調査

機構においては、青少年教育の充実を図る上での基礎資料を得ること等を目的として、平成 18 年度より青少年の自然体験、生活体験・習慣の実態や自立に関する意識等について全国規模の調査を実施している。

平成 24 年度は、「今後の青少年の体験活動の推進について(平成 25 年 1 月 21 日 中央教育審議会答申)」を踏まえるとともに、調査対象者の負担軽減などを考慮し、体験活動に関する質問項目を一部変更し、全国の小学校(4～6 年生)・中学校(2 年生)・高等学校(2 年生)の 900 校の児童・生徒(18,000 人)と小学生(1～6 年生)の保護者(16,000 人)を調査対象として調査を実施した。現在、回収できた調査票の集計・分析を行っているところであり、調査結果の取りまとめを平成 25 年度に行う予定である。

② 諸外国の青少年教育施設等調査(文部科学省委託事業)

今後の青少年教育施設の運営等に資することを目的に、有識者で構成する研究会を設置し、イギリス、ドイツ、アメリカ、中国、韓国、フ

ランスの青少年教育施設及び青少年教育行政の現状等について調査を実施し、報告書を取りまとめ、青少年教育施設の参考資料として活用できるよう関係機関等に配布した。

【主な調査結果】

- ・ 国としては法整備、施設の許可、資金援助など民間や公立施設をバックアップする役割を担っているところが多い
- ・ いずれの国にも野外活動やボランティア活動を奨励する伝統が存在している
- ・ ドイツ、イギリス、フランス、中国、韓国(※)については、自然体験や社会活動などに関する国の指導者制度がある

※ 韓国の事例 青少年指導者養成制度

韓国では、青少年基本法に基づき1993年(平成5年)から青少年指導士(国家資格)を養成している。同法では青少年施設と団体に対して、青少年指導士を配置しなければならないと定めており、2012年(平成24年)現在237,794名の青少年指導士が活動している。

③ 青少年教育に関する法令・答申・統計データ等の情報収集

青少年及び青少年教育に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を収集の上、機構ホームページの「青少年教育情報ポータル」に掲載した。

④ 青少年教育関係文献・資料の調査収集

青少年及び青少年教育に関する各種報告書、図書等の文献・資料などを青少年教育関係機関等から収集し、一般の方々が青少年教育情報センターで閲覧できるようにするとともに、それらの書誌情報をホームページで提供した。

- ・ 専門的な調査及び研究が的確に実施され、十分な成果が得られているか。

(2) 専門的な調査研究

① 各年齢期における体験活動に関する調査研究

ア. 子どもの体験活動の実態に関する調査研究

子どもの頃の体験と体験を通して得られる資質・能力の関連性や、どの時期にどのような体験を行うと教育効果が高いかを明らかにすることを目的として、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」を平成21年度から実施している。

中期目標・中期計画で法人が達成すべき目標とされている「青少年の各年齢期の課題」、「困難を有する青少年の問題」、「体験活動の教育効果に関する調査及び研究」を的確に実施している。過去の調査結果を基に、新たな結果を導き出したことや、喫緊の課題に対応した調査研究等、専門性の高い十分な成果が得られている。

平成 24 年度は、社会貢献している成人として、PTA 役員及びキャンプ指導者を対象に、その子どもの頃の体験と現在の資質・能力の関係などについて明らかにするため、平成 23 年度に実施した調査の分析を行った。

【主な調査結果】

- ・ 平成 21 年に実施した一般成人対象の調査を PTA 役員及びキャンプ指導者にも調査したところ、PTA 役員及びキャンプ指導者についても同様に、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、思いやり、やる気、人間関係能力などの資質・能力が高い
- ・ PTA 役員及びキャンプ指導者は、一般成人に比べて、子どもの頃の体験が多く、体験を通して得られる資質・能力が高い

イ. 「生活力」に関する調査研究

子どもの頃に身に付けておくべき生活習慣や技術、礼儀作法などの技能を「生活力」として、これらの目安を設定し、これを「生活力検定」として実施するための調査研究を平成 23 年度から実施している。

平成 24 年度は、幼児版生活力検定案を作成し、幼児版生活力検定の試行調査(計 35 園 1,300 人の幼児)を実施した。生活力を衣・食・住・遊び運動に分けて、衣については「服の着脱ができるか」等、食については「配膳ができるか」等、住については「雑巾がけ・雑巾しぼりができるか」等、遊び運動については「両足跳び・片足跳びができるか」「はさみを使えるか」等について、試行調査を実施した。

また、現在の小学生から高校生までの生活力の実態などを明らかにするため、平成 23 年度末に成人を対象に実施した大人になる上で身に付けておくべき生活力についての予備調査を踏まえ、全国の小学校・中学校・高等学校の 600 校の児童・生徒(17,000 人)と小学生の保護者(8,000 人)に全国調査を実施した。主な質問項目は、「ナイフや包丁でりんごの皮をむくこと」や「毎朝、朝食を食べること」等の日常生活や生活習慣に必要な能力、「『ありがとう』『ごめんなさい』を言うこと」等の礼儀作法やコミュニケーションに必要な能力、計 30 項目とし、各年齢期における青少年の生活力の実態や保護者の意識と生活力の関連などについて分析を行っている。

② 子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究

子ども(特に中高校生)の読書活動の実態や現在の意識・能力を把握し、子どもの読書活動の推進に資する資料を収集することを目的に、有識者で構成する研究会及びワーキング・グループを設置し、平成23年度から2か年計画で実施した。

平成24年度は、平成23年度に実施した成人及び青少年を対象にした調査を集計し、子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果などについて分析を行った。平成25年2月23日には成果発表会(103人参加)として、調査結果を公表したところ、読売新聞や朝日新聞、日本経済新聞等において取り上げられ、広く周知することができた。

【主な調査結果】

- ・ 子どもの頃の読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い
- ・ 特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、現在の「文化的作法・教養」との関係が強い
- ・ 子どもの頃の読書活動が多い成人は、子どもの頃の体験活動も多い
- ・ 子どもの頃の読書活動と体験活動の両方が多い成人ほど現在の意識・能力が高い
- ・ 子どもの頃の読書活動が多い成人ほど、ボランティア活動に参加したことがある人の割合が多く、また、読み聞かせを行うなど、読書を通じた子どもとの関わりが多い

③ 課題を抱える子どもの体験活動に関する調査研究

課題を抱える子どもに対する体験活動の有効性や効果について研究するため、本部が各教育施設と連携して、各教育施設で実施している、課題(特別支援、児童養護施設、不登校・ひきこもり・ニート、非行)を抱える子どもたちを対象とした事業等の成果について、横断的な分析・検討を行うとともに、不登校傾向の児童・生徒とその親を対象にした親子キャンプをモデル事業として実施するなどの調査研究に取

り組み、報告書にまとめた。

中部・北陸ブロック 5 教育施設(能登、乗鞍、立山、若狭湾、妙高)においては、各教育施設が、教育委員会、不登校児童等対象の適応指導教室、児童養護施設等と企画段階から連携する中で得られた「児童が複数の活動プログラムからその場で選べる『フリータイム制』の導入」、「既定の計画にこだわらない『フレキシブルな対応』」、「参加者選択プログラムの設定」等の知見について、「課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム企画のポイント」として報告書にまとめた。

④ 長期集団宿泊活動の推進と学校支援の在り方に関する研究

平成 23 年度から全面実施された小学校学習指導要領において、自然体験活動を中心とする長期集団宿泊活動が推奨されたことを踏まえ、青少年教育研究センターと国立中央青少年交流の家が共同で、学校が実施する長期集団宿泊活動を推進するための調査研究を平成 24 年度から 2 か年計画で実施している。

この調査研究では、小学校の集団宿泊活動の現状と課題(実施日数、実施体制、実施する際に教員が課題と考えている事項等)を把握するとともに、学校における体験活動を充実させるため、集団宿泊活動を担当する教員が参考となる資料を作成することとしている。

平成 24 年度は、有識者を中心とした研究会を設置し、調査票の作成及び指導資料の構成について検討を行い、センターを除く 27 教育施設を利用した小学校を対象に調査を実施した。

⑤ 青少年の体験活動の意味と範囲に関する調査研究

青少年の体験活動に関する基盤及び基礎知識について体系的に整理することを目的として、有識者等で構成する研究会を設置し、平成 23 年度から調査研究に取り組んでいる。

平成 24 年度は、研究会による協議やヒアリング調査を行い、青少年の体験活動の意味と範囲について検討を行った。

(3) 成果の発表及び他の機関等での活用状況

① 報告書等の作成

平成 23 年度に機構で取り組んだ調査結果等を掲載した「青少年教育研究センター紀要創刊号」を作成し、機構のホームページに掲載す

- ・ 成果を活用した取組が実施されているか。
- ・ 調査及び研究の成果を発表し、その成果は他の機関等で活用されているか。

「青少年教育研究センター」で実施した調査研究については、「青少年教育研究センター紀要創刊号」を作成し、国や関係機関・団体等に配布している。また、結果が明らかになった調査研究については、報告書やリーフレットを作成し、機

るとともに、関係機関・団体などに配布した。また、結果が明らかになった調査研究については、報告書やリーフレットを作成し機構のホームページに掲載するとともに、文部科学省や関係機関・団体などに配布した。さらに、研究者が 2 次分析に使える個票データをホームページからダウンロードできるようにするとともに、経年変化や単純集計、クロス集計の結果も表とグラフで表示できるように機能を追加した。

② 調査研究結果の活用状況

「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」、「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」、「『リフレッシュ・キャンプ』参加者アンケート」、「第 22 回世界スカウトジャンボリー(22WSJ)調査報告書－国際的な集団野外生活が青少年に与える影響－」等の調査結果については、「今後の青少年の体験活動の推進について(平成 25 年 1 月 21 日 中央教育審議会答申)」、「平成 24 年版 子ども・若者白書(平成 24 年 6 月 内閣府)」などに活用された。また、「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」の調査結果が、平成 25 年度大学入試センター試験の問題に引用された。さらに、これまでの調査結果をわかりやすくまとめたリーフレット「かわいい子には体験を！」や事業評価に活用できる「生きる力」の測定・分析ツールについて、教育委員会や公立青少年教育施設、民間団体等から多数の送付依頼があった。

構のホームページに掲載する等、発表した成果を得やすくするような取り組みを行っており、利便性に配慮されている点は評価できる。

引き続き、調査及び研究の成果をより広く情報発信するとともに、青少年教育関係者に活用されるよう取り組んでいきたい。